



# 旗本家法について

鈴木

壽

小稿は旗本家法史料の紹介を主目的とする。旗本地頭ないし陪臣団の側からの、幕藩制——封建制研究の素材提示の意味をもつものである。

播州旗本三千石池田家文書（史料館所蔵）のうち、家臣団に関する若干の家法史料がその対象となるのであるが、管見によれば、これは比較的整ったかたちで詳述された注目に値する史料のように思われる。その法源なり、参照したかも知れない他家の家法なりについての検証は、小稿では省略したがうが、旗本池田家に即した具体的な規定とみなされる。

これら家法史料は、旗本池田家臣団の勤仕奉公に関する規定と、恩給保護に関する規定とに二大別される。「御条目」のかたちをとる前者は、家臣団の勤仕奉公に関する単なる倫理的・教諭的規定だけでなく、日常勤仕の具体的な規定が多い点が注目され、後者は主として家臣団に対する恩給保護規定ではあるが、単なる俸禄給付規定だけでなく細部にわたる保護規定にまで及んでいる点は特に注目され、封建的給付の息吹に直接触れる思いを深くする。このことは、とかく本知本俸に偏向しがちな封建家臣団知行や領主財政の研究に注意を促がすものとみられよう。なお、宝暦期の段階でなぜかかる家法の整備を必要としたか、その家政的背景などについては後究にゆずる。財政窮迫・綱

紀弛緩・農村変質など一般情勢変化の外に、特に、家政争事件等はなかつたようである。

まず、本文紹介の前に、そのために必要と思われる若干の解説を加えることにしたい。その一は旗本家法の性格について、その二は旗本地頭の階層構成と旗本知行所の全国分布について、その三は播州旗本三千石池田家の概貌について、ついで、史料本文の内容について逐条的に若干の解説を加えることにする。

### 一 旗本家法について

幕藩制下の武家領主は、これを將軍——大名、さらに將軍の家臣としての旗本地頭と、大名の家臣としての藩土地頭、という系列でとらえることは、若干の注解を必要としながらも、一応認められるところであらう。若干の注解とは、つまり、將軍・大名と旗本地頭・藩土地頭との間には武家領主としての質的な格差があるとみられるので、後者を本来的な武家領主としての前者と同格化することには問題が残るが、このような限定をふまえた上での小武家領主（階層差あり）という意味において、これを一応武家領主の系列としてとりあげうる、という意味である。ただし、旗本と藩士を同じく地頭領主として等置することには若干の疑問があり、むしろ旗本地頭を大名と藩土地頭との中間的形態として位置づけるのではないかと思われるが、ここではふれない。

なお、將軍の家臣である御家人の一部にみられる給知御家人、および大藩の上級地頭の家臣の一部にみられる小給人の場合は、これを例外的存在とみなされよう。

これら武家領主のうち、將軍は、そのもつ封建的な統一政権的側面と大々名政権的側面との双面性の故に、前者のためのいわゆる幕府法と後者のためのいわば藩法的幕法とをもっており、大名はそれぞれにいわゆる藩法をもってゐる。藩法は、幕府法の規制をうけながらも、その枠内で藩治のための行政・司法・立法にわたる強度の仕置権をも

った独自の法設定とみなされる。

これに対して、旗本地頭は幕府法の、藩土地頭は藩法の、それぞれ強度の規制下におかれており、その領知権は將軍はもとより、大名の領知権に比して著しく矮小化されている。しかし、矮小化されながらも、これら近世地頭はその領知権行使のための法設定をおこなっている。もちろん、上級地頭を中心としてのそれである。

ところで、旗本と藩士の地頭的立場から設定された法を「地頭法」と称する場合がみうけられるが、そこでは武家領主法としての幕府法―藩法―地頭法という系列化が考慮されているものとみられよう。しかし、そこには注解を要する若干の問題があるように思われる。

大名と地頭の領主としての差異は、大名のそれを領主―領分、地方取藩士（旗本）のそれを地頭―知行所と呼称することに現われているので、したがって、藩法と「地頭法」との領主法としての格差も当然指摘されるところであらう。

系譜差、階層差、地域差、藩（幕府）事情、藩士と旗本の差などを考慮せねばならないが、一般に、近世地頭は、戦国大名の分国法の系譜に属するものとみられる藩法（幕府法）の強度の規制下におかれているので、その独自性が著しく減殺され、行政・司法・立法にわたって地頭独自の自分仕置権が欠乏している。例えば、行政面における地頭独自の検地・人別改、ないしは藩定免によらない任意の年貢取取などの欠乏、司法面における地頭独自の自分仕置の欠乏がみられ、したがって立法面においても「私之法」の制定禁止などがみられる。この場合の「私之法」の禁止とは、藩法（幕府法）に抵触するような地頭恣意による自分仕置権の行使に関する禁止を意味するものと解されよう。したがって、地頭の法は藩法（幕府法）の枠内でのいわば承認必謹的・敷衍的な法、ないしは領知運営上の施行規則的な法、といった特質を具有するものとみられよう。

その際、地頭の階層差（系譜、役格等をも含めて）への考慮は不可欠の前提とならう。つまり、大多数を占める中小級の旗本地頭・藩土地頭のそれは領主的性格が稀薄なため、地頭としての法設定はほとんどみられず、概して藩法（幕府法）の規定で処理される。これに対して、二、三千石以上の上級旗本地頭、および万石以上ないしはこれに準じた上級藩土地頭は、限られた少数者ではあるが、領主的性格が比較的濃厚であり、したがってある程度の法設定をおこなっている。ある程度とは、上述のごとき藩法（幕府法）の規制の枠内での限定された特質のそれである。このような一部少数者に限られ（量的性格）、しかも限定された意味（質的性格）での地頭の家法を領主法的類概念として「地頭法」（近世地頭法）と呼びうるかどうか、もしそのように呼ぶとすれば、それは狭義の地頭法ということになる。したがって、これを広義に、本来的な近世領主法としての藩法（幕府法）と同格化することには、問題が残ることになる。このことは、近世武家領主を將軍—大名—地頭として系列化した場合の將軍・大名対地頭の格差の問題と照応しており、難問に属することであるが、何れにしても、カッコ付の用法が前提となるように思われる。

小稿では、その性格規定については一応これをおき、当面は、狭義の近世地頭の家法の存在を前提として、旗本地頭の家法史料を紹介するにとどめるのである。

## 二 旗本地頭の階層構成と旗本知行所の全国分布

次に、旗本地頭の階層構成と旗本知行所の全国分布について附言し、そのなかでの播州旗本三千石池田家の層位をみることにする。旗本の知行形態、階層、および旗本知行所の全国分布については、すでに小論に詳述してある<sup>1)</sup>ので、ここではその要点をみるにとどめる。

寛政年間と推定される「国字分武鑑」<sup>1)</sup>（内閣文庫所蔵）によれば、旗本の知行形態には地方・切米・現米・扶持の四

第一表 地方取旗本の階層（寛政期）

階層	人数	知行高
石台	人	石
9,500 "	1	9,500
9,000 "	1	9,000
8,000 "	4	32,000
7,000 "	12	85,000
6,000 "	21	128,482
5,000 "	71	361,693
4,000 "	37	157,174
3,000 "	99	308,759
246 (11%)		1,091,855.639 (42%)
2,000 "	156	345,561
1,000 "	417	513,962
900 "	42	38,114
800 "	68	55,065
700 "	140	99,328
600 "	138	84,162
500 "	405	204,804
1,366 (60%)		1,338,999.2686 (51%)
400 "	190	78,199
300 "	244	74,950
200 "	179	39,643
100 "	21	2,968
634 (28%)		195,762.7448 (7%)
90 "	1	90
80 "		
70 "	2	140
60 "	4	245
50 "	5	250
40 "	2	97
30 "	2	60
20 "	1	24
10 "	1	15
10未滿		
18 (1%)		922.8072 (—)
計	人 2,264	石 2,627,500.4596
	(全旗本対44%)	(全旗本対81%)

(註) 階層別知行高の項は石以下を切捨。小計・総計の項のみに石以下を収載。

形態があり、それぞれの総数は、地方取が二二六四人（四四%）、二六二万七五〇〇石余（八一%）、切米取は二八三六人（五六%）、六二万一五二五俵（一九%）、現米取は七二人、現米四七〇八石、扶持米取は三三人、七二五人扶持である（以上、何れも加扶持を除く）。つまり、旗本総人数五二〇五人のうち四四%が地方取、五六%が切米取で、切米取がやや上廻っているが、総知行高は地方取の八一%に対して、切米取の一九%と格段の差である。したがって、旗本の中軸は量質共に地方取の地頭にあつたとみられよう。

第一表は、右の地方取旗本に旗本地頭の階層を示したものである。すなわち、地方知行高の最高は九五〇〇石、最

旗本家法について（鈴木）

低は一〇石であり、階層の四区分についてみると次のような傾向を示している。つまり、人数では三〇〇石以上の階層が一一％、五〇〇～二九九九石が六〇％、一〇〇～四九九九石が二八％、一〇〇以下が一％となっており、その中心は五〇〇～二九九九石階層にあり、一〇〇石以下は例外的存在であることがわかる。これに照応した知行高では三〇〇石以上の階層が四二％、五〇〇～二九九九石が五二％、一〇〇～四九九九石が七％、一〇〇石以下の階層が僅少となっており、五〇〇石以上、ないし三〇〇石以上の階層が独占的地位を示している。寛政期における以上の傾向は、中期にあたる宝永・享保期においても類似的の傾向を示している。

後述のごとく、本稿の対象となる旗本池田家は大名分知（変型）による高三千石の旗本である。これを前掲第一表についてみると、第一階層グループ、つまり九五〇〇石～三〇〇〇石の階層の最下層に層位していることになる。第一グループは二四六六（二二％）と人数は少ないが、知行高は一〇九万一八五五石余（四二％）を占め、旗本団の首脳部を形成しており、中堅部を構成する第二グループ（五〇〇～二九九九石）と対照的な傾向を示している。旗本三千石池田家は、この第一グループの最下層九九九人（三〇万八七五九石余）の旗本のうちの一人ということになる。三千石以上の旗本は、身分格式の優位はもちろん、その領知支配についても領主的性格が比較的濃厚であり、そのための家法の制定も当然予想されるところである。旗本池田家のそれについても同様である。

それでは、池田家が知行所三千石を播磨国に領有するとき、播磨一国内、ないしは全国の旗本知行所の分布状態はどうか。第二表は宝永年間における国別による旗本知行所の全国分布を示したものである。詳述は略すが、この表は旗本地頭二三〇四人の領地を本領・飛領地の区別なく、国別・地方別に示したものである。つまり、国別の旗本知行所は三九カ国にまたがって三七七八領（知行所）があったことになり、その内訳をみると、関東地方は三〇〇九領（七九・六％）で圧倒的な比重を示し、そのなかでも武蔵国が全国の二二％を占めている。これについて、畿内を中心にし

第二表 旗本知行所の全国分布  
(国別) (宝永年間)

地方名	国名		知行所数	
関東地方	武上下常上下相安	蔵総	797	} 3,009 (79.6%)
		総	475	
		陸	420	
		野	346	
		野	322	
		模	321	
中部地方	美伊三遠駿信甲	濃豆	75	} 319 (8.4%)
		河	65	
		江	64	
		河	45	
		濃	42	
		斐	15	
		越	1	
		越	7	
		越	3	
		能	1	
奥羽地方	陸出	奥羽	8	} 14 (0.4%)
			6	
近畿地方	近撰大丹山河 但播和伊	江津	137	} 401 (10.6%)
		和	65	
		波	53	
		城	47	
		内	45	
		馬	45	
		磨	32	
		泉	9	
		勢	7	
			3	
中国地方	備石	中見	20	} 21 (0.6%)
			1	
四国地方	伊予	1	} 1	
九州地方	豊日肥豊筑	後	6	} 13 (0.3%)
		向	3	
		前	2	
		前	1	
		後	2	
			1	
総計	39国	知行所	3,778	(100%)

た近畿地方の四〇一領(二〇・六%)、東海道を中心とした中部地方の三一九領(八・四%)がある。したがって、旗本知行所の分布は関東と畿内・東海道に集中的に分布していたことになる。これに対して、奥羽、北陸、中国、四国、九州の各地方、いわば辺境地帯の分布は僅少である。しかもその多くは大名分知による旗本とみられる。なお、旗本知行所の規模は、江戸周辺地帯は小規模、西国や辺境地帯は比較的大規模といった傾向をもっていたものとみられる。池田家知行所の所在国である播磨国は、第二表によれば旗本知行所数は七知行所となっており、一国内の旗本知行所数としては少ない部類に属するといつてよい。(第二表、内閣文庫蔵「御家人分限帳」に拠る)。同国の旗本知行所数は幕末には一三知行所(三万〇九六九石)となっている(『日本歴史大辞典 15』)。

註

(1) 拙稿「徳川幕臣団の知行形態」(史学雑誌、七一編二号)

同「旗本領の構造」(歴史学研究、二〇八号)

## 三 旗本池田家について

次に、旗本池田家について、その系譜、家臣団、領知などを中心に、一応の概貌をみることにする。ただし、池田家文書のもつ史料制約と知行所現地未調査のため、旗本池田家の概貌の解明は不備を免れず、この点については後述をまつことにしたい。なお、個別旗本知行所の構造の解明については、前掲拙稿「旗本領の構造」でもとりあげてあるが、一般に旗本―旗本知行所の構造は、基本的には類似の構造をもちながらも、階層的・系譜的・地域的・在地的な面で若干の差異をもっている。池田氏は知行高三千石、大名分知（変型）、播磨国などの諸条件をもつ旗本である。通覧してみても池田家は比較的整備され、格式ばった体制をとった旗本のようにみられる。

「先祖書」（史料館蔵池田家文書、以下池田家文書と略称）「新訂寛政重修諸家譜第五」によれば、播磨国姫路藩主（五二万石）池田輝政の四男輝澄は、元和元年同国安栗郡に三万八千石（山崎城主）、寛永八年同国佐用郡に加増三万石をうけ、すべて六万八千石を領知したが、同年家中の権勢争騒擾事件のため改易、因幡国鹿野に配流、勘忍分として一万石を給地され、寛文二年同地に歿した。嫡子政直遺領を継ぎ、播磨国神崎・印南両郡に替地一万石を宛行われ、翌三年神崎郡の福本に居館を定めた。同五年政直歿し、嗣子なきため翌六年遺領のうち神崎・印南両郡の内七千石を弟政武に、神崎郡の内三千石を次弟政済に分知された。政武は交替寄合に列し、神崎郡の福本の居館に住み、政済は非役である寄合に列し、江戸在府となった（ただし、知行所屋形村に陣屋あり）。ここにおいて、幕臣の旗本両家が成立したことになる。大名分知による旗本成立の変型といえよう。右両家のうち、輝澄の七男にあたる政済（勝左衛門）が本稿の対象となる三千石旗本池田家の元祖―初代の当主なのである。（福本は貞享四年弟分知し六千石となる）。

第三表は政済系旗本池田家の歴代領主一覧表である。これによると、寛文六年初代政済から明治二年第十一代政樹

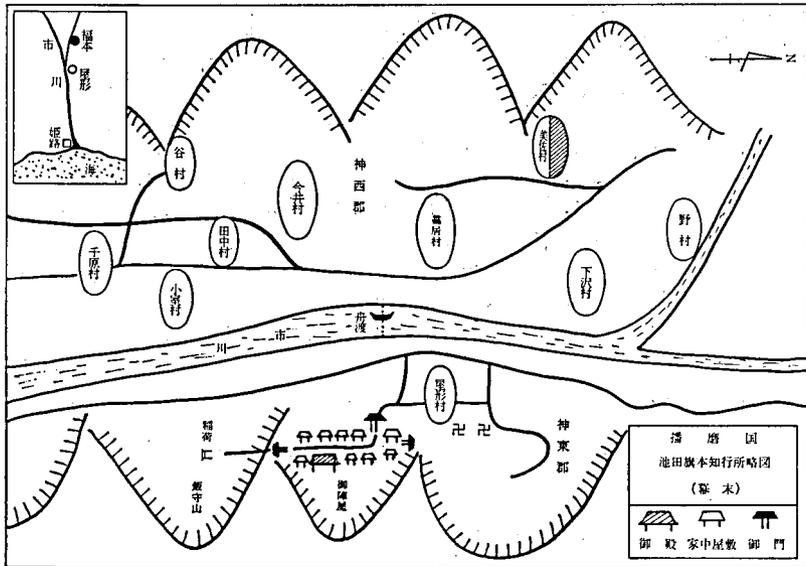
第三表 播磨國旗本池田家領主一覽

歴代	領主名	系譜	在任期間	幕府勤仕	官位	知行高	江戸屋敷地
1	政 (勝左衛門) 濟	池田輝菴七男	寛文6～元禄10	寛文6元政直進領の内3,000石分知、符合、御目見、元禄10發		3,000石 (播磨國)	本所一廻町三丁目
2	政 (伊豆守) 因	政 濟惣領	元禄10～宝永2	元禄5御目見、進跡継、符合、同12小性、同15從五位下伊豆守叙庄、宝永2發	從五位下伊豆守	"	一廻町三丁目 (松田)
3	政 (内藤) 職	養子、池田政武四男	宝永2～享保17	宝永2進跡継、符合、御目見、享保17發		"	一永田町
4	政 (勝之助) 休	政 職惣領	享保17～寛保1	享保17進跡継、符合、(病氣御目見欠)、寛保1發		"	"
5	政 (震五郎) 美	養子、池田由進三男	寛保1～宝歴6	元文1養子、同4御目見、寛保1進跡継、符合、延享3、火事場見廻、宝歴4御使番、布衣同6發	(布衣)	"	"
6	政 (宋女) 明	政 美惣領	宝歴6～天明2	宝歴6進跡継、符合、同12御目見、安永8火事場見廻、天明2發		"	"
7	方 (隆之助) 教	養子、池田政芳五男	天明2～寛政3	天明2進跡継、符合、同8御目見、寛政3發		"	"
8	政 (直次郎) 富	養子、池田政勝三男	寛政3～文化4	寛政3進跡継、符合、御目見、文化4隠居、同9發		"	"
9	政 (主殿) 行	養子、松平定林五男	文化2～文政2	文化2御目見、同4家督相続、符合、同7火事場見廻、同10符合肝煎、同14免、文政2發		"	"
10	政 (内記) 和	政 行惣領	文政2～文政6	文政2進跡継、符合、御目見、安政3發御目付、同1發	(布衣)	"	一小川町一廻四番町 (文政9)
11	政 (繪三郎) 樹	政 和二男	安政6～安政明治2	安政6家付継、符合、文久1御目見、同3御使番 (元治1常州迎、安政動見廻役、慶応1將軍家、大坂進苑御供、御目付介)、慶応2退位	(下大夫)	"	"
	弟銀吉名代 (政)			明治1朝臣、本領安堵、下大夫席、在所屋形病發、本家池田備前守付戻、同2西京移住、版籍奉還、禄米120石下賜、土族、同3在所屋形陣屋住居、同4家臣一統岡山藩へ復籍	(士族)	"	"

まで、十一代二百四十年間播磨国三千石の旗本として同一知行所を領知したことになる。当主は十一人中五人までが養子である点が注目をひく。幕府勤仕は何れも非役である「寄合」であり、その間多少の勤役をみるが、非役中の臨時的な特別勤務が多い。したがって、官位も第二代政因の「従五位下伊豆守」だけで、他に「布衣」免許がある。第十一代政樹は、表中にみられるように、朝臣となった際、「下大丈」となり、さらに「士族」に編籍されている<sup>3)</sup>。三千石池田家は、交替寄合である福本の七千石池田家とは異なり、普通の旗本であるから江戸常府を原則としており、その屋敷は表中にみられるように、はじめ本所にあり、のち麴町三丁目、それから永田町に移り、ここに永く住んだが文政九年に神田小川町ついで表四番町へ移り、幕末に及んでいる。なお、朝臣となった明治元年には在所屋形村の陣屋へ移住、同二年に西京へ移住（病歿）、版籍奉還後の同三年には再び屋形村の陣屋へ移住している。

ところで、後述の問題とも関聯することであるが、池田氏の江戸屋敷の構造を示す絵図面が見当たらないため、当主の御殿はもちろんのこと、江戸詰家臣団の屋敷などの実態が解明できないのは遺憾である。一般に、江戸家臣団の屋敷は主君の旗本屋敷内に多くは長屋形式で附置されているのが普通である。なお、江戸の旗本屋敷は幕府規定によると三千石より二千六百石までは三十間か四十間四方となっている。

これに対して、在所<sup>1)</sup>知行所の家中屋敷の絵図面は比較的よく遺存していて、その実態を知ることができる。次の「播磨国池田旗本知行所略図<sup>2)</sup>」は幕末における池田氏旗本知行所の略図である（ただし、屋形村だけに限り、御陣屋の建物などを特別に記入した）。これによると、播磨国池田氏三千石の知行所は姫路の北方に在り、市川を挟んで東西に分布している。つまり、神東郡に一カ村（屋形村）、神西郡に千原村など九カ村、合計一〇カ村（内、美佐村は相給村）が分布している。概して一円領知的な傾向をもった知行所といえよう（ちなみに、神崎郡は旧くより神崎東郡<sup>3)</sup>神東郡、神崎西郡<sup>4)</sup>神西郡に二分されている）。御陣屋は神東郡の屋形村にあり、御殿・御家中屋敷・御門などが一廓を構成している。御



殿は旗本池田氏の在所屋敷で、当主が帰邑の際使用したものである。家中屋敷は御殿を囲んで九戸あるが、これは在地家臣の屋敷とみられるものである。なお、後述するところでもあるが、江戸・在所ともに家臣団の屋敷ないし長屋は主君池田氏から給付、用益を許されるものである。なお陣屋元村である屋形村の民家は「御陣屋」の西北方の道路沿いに軒を並べ聚落を形成している。

次の絵図「播磨旗本池田家御在所御家中絵図」は慶応二年における旗本池田氏の在所<sup>(5)</sup>知行所の家中屋敷絵図である。前掲「播磨国池田旗本知行所略図」のなかにみえる屋形村の「御陣屋」の一廓を拡大した絵図である。つまり御陣屋の一廓内にある御殿、家中屋敷、御門などの内容を詳細に示したものである。

この絵図によれば、この御陣屋は東を山一御林、西を市川、南を飯守山で囲まれた陣屋向、館向の地勢であり「屋形村」の村名にふさわしい場所である。幹線道路は南御門と北御門をつなぐ南北の大路と、これにT字型につながる奏御門からの道路である。各家々(平屋建)はこの道路

第四表 池田旗本知行所村高表 (天保4年)

郡	村名	本 田	古新田	改新田	計	(有 高)	林
神東郡	屋形村	石 438.053	石 18.046	石 0.69649	石 456.79549	424.01649	所 4
神 西 郡	小室村	241.011	7.449	—	248.460	240.933	0
	千原村	242.127	5.958	0.627	248.712	223.1567	1
	谷村	569.771	8.021	0.181	578.973	571.406	5
	田中村	143.415	8.067	—	151.482	135.072	0
	今井村	267.018	40.988	—	308.006	307.2655	1
	鶴居村	355.047	140.046	0.227	495.32	483.3548	2
	下沢村	571.639	6.160	0.277	578.076	555.68443	1
美佐村	32.367	2.642	—	35.009	33.893	0	
野村	139.552	3.522	0.721	143.795	111.8565	1	
計	10 村	石 3000.000	石 240.899	石 2.72949	石 3243.62849	石 3094.63842	所 15

旗本家法について (鈴木)

(註) 美佐村は松平彈正領分 (441石461) と相給。

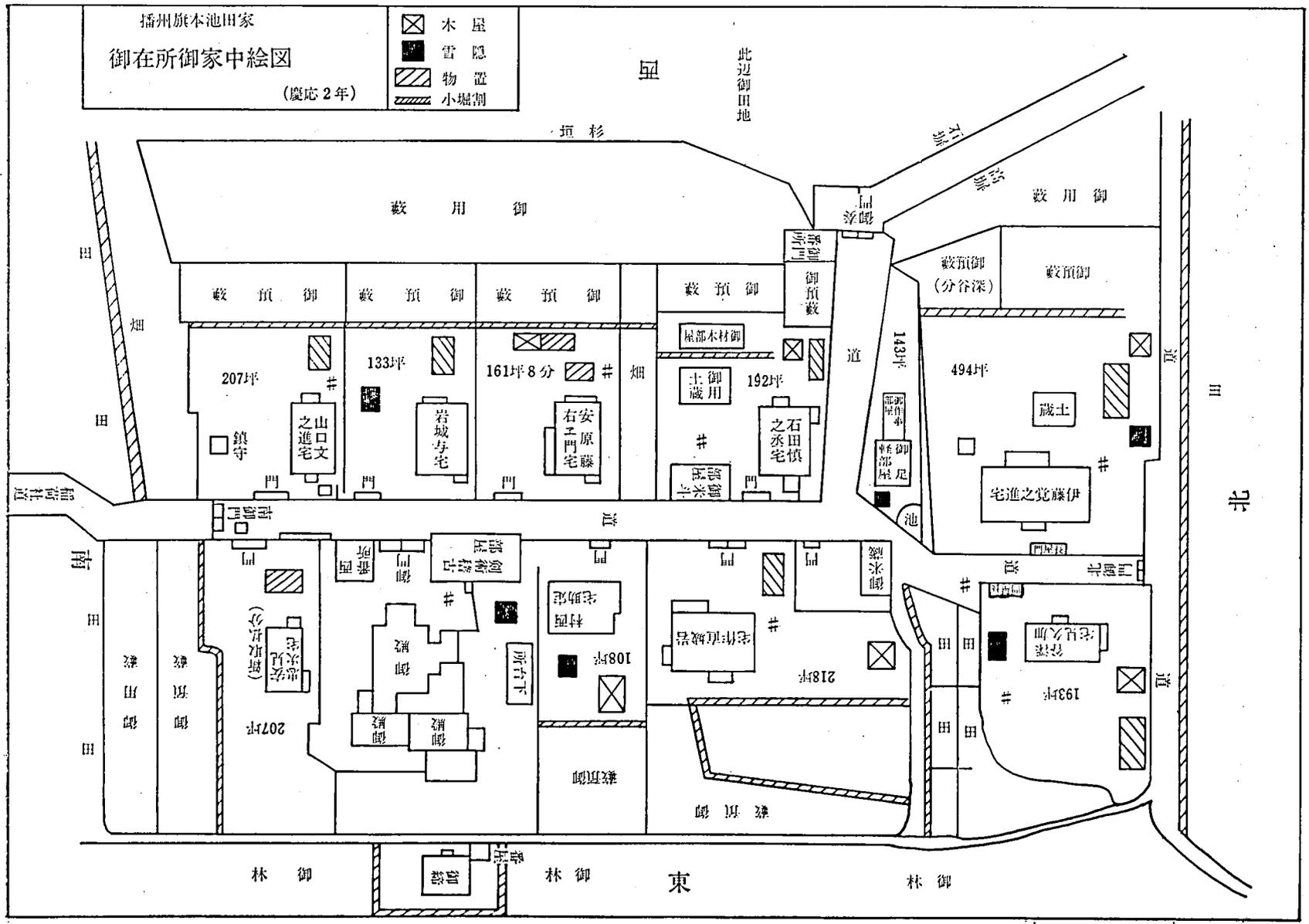
に沿って配置されている。東は山―御林なので、この三御門を閉ざすことよってこの地域はそれ自体「陣屋」を構築することになる。三方の外周は田地であるが、その内周には御用藪と御預り藪とがあり、境界は小堀割 (斜線部分) となっている (外周にも小堀割がある)。さらに、その内部に御殿や御家中屋敷などがあるといった具合である。

御殿は御林を背に、御家中屋敷に取囲まれたかたちである。その屋敷内には中央に御殿の建物がある。御門の西側に西番所と剣術稽古部屋の建物があり、北隅には下台所がある。家中屋敷九戸のうち北御門側の伊藤寛之進宅は在所用人の宅である。その南隣に足軽部屋と作事部屋の建物がある。そのまた南隣の石田慎之丞の屋敷内には、御米斗部屋、御用土蔵、御材木部屋といった領主側の公用建物があり、道路をはさんだその東隣の角地には御米蔵と庭がある。御殿の裏には「御締」の建物があり、番屋が附属している。なお、右の御家中屋敷九戸分と足軽部屋・作事部屋分については、別に各屋敷別の詳細な絵図一〇鋪 (屋敷間敷、坪敷、建物間取、畳敷など詳細記載) があるが、ここではふれない (御殿分欠)。

播州旗本池田家  
御在所御家中絵図  
(慶応2年)

-  木屋
-  雪隠
-  物置
-  小堀割

此辺御田地



第五表 池田旗本知行所人口表 (当歳以上)

年次	郡別	人数 (男~女)	総人数 (男~女)
文化 1	A 神東郡の内	336人 (189~147)	1,986人 (1,060~ 920)
	B 神西郡の内	1,650 (877~773)	
" 7	A	353 (202~151)	2,100 (1,119~ 981)
	B	1,747 (917~830)	
" 13	A	379 (210~169)	2,188 (1,149~1,039)
	B	1,809 (939~870)	
文政 5	A	381 (198~183)	2,237 (1,162~1,075)
	B	1,856 (964~892)	
弘化 3	A	376 (196~180)	2,304 (1,170~1,134)
	B	1,928 (974~954)	
安政 5	A	398 (195~203)	1,916 ( 976~ 930)
	B	1,518 (781~727)	

(註) 郡別の項の各年度のA、Bは文化1年に同じ。

以上、旗本池田家の「御陣屋」は比較的整っており、特に家中屋敷は三千石級旗本としては整備されたものといえよう。なお、足輕部屋(數人居住)があるところからみて、中間(小人)は農民より採用(若干名)、自宅通勤制をとっていたものとみられよう。なお、在所の家中屋敷持は在所用人伊藤覚之進ら若干名を除いては、江戸勤務をする場合もあり、逆に江戸詰の者が在所勤務の場合もみられる。その際の屋敷の使用方法などどうなったか、不詳。

次に池田旗本知行所の村高をみるに、天保四年度は第四表のとおりである。すなわち、知行所一〇カ村の村高の総計は、本田三〇〇〇石(拝領高)で、これに古新田と改新田を合わせると三二四三石余となる。諸引高を差引いた有高(毛附高)は三〇九四石余で、拝領高に近い。御林(無検地)は一五カ所である。なお、美佐村は松平彈正領分(四四一石四六一)との相給である。他の年度も右年度と大差ないものとみられる。

次に知行所内の人口をみると、文化一年より安政五年の間の状況は第五表のとおりである。すなわち、総人数は一九八六人と二三〇四人の間にあり、時代の下降につれて漸増している。(安政五年の減少の理由不詳。ただし、三〇〇〇石の知行所の人口としてはやや過

第六表 池田旗本知行所物成

(A) 寛政12年書上

<p>石 高 3289.0502</p> <p>石 内 { 3000.0000 拜領高 289.0502 新田</p> <p>石 物成 5カ年平均 1555.38652</p> <p>石 内 { 寛政7年 1505.54497 8 1513.88939 9 1585.11322 10 1609.12311 11 1563.16191</p>	<p>外</p> <p>石 米 128.26563 夫口米 米 17.02262 糠葉繩代米 } 石 149.62275 米 1.456 犬米 米 2.8785 畑林運上米 } 銀 134匁3分 山役茶役 } 銀 112匁6分 大豆銀 273匁8分 銀 26匁9分 澁代銀 林 (無検地) 15 カ所</p>
---	--

旗本家法について (鈴木)

(B) 明治2年書上

<p>高 3000石</p> <p>石 外 380.35358 新田</p> <p>石 合 3380.35358</p> <p>石 物成 5カ年平均(文久3~慶応3)</p> <p>石 玄米 1329.029 (4斗入 3322俵229)</p>	<p>外</p> <p>石 玄米 151.2084 諸役 (4斗入378俵0084) 銀 27貫643文 諸運上 (金1両, 銭10貫文替)</p> <p>石 現米 1480.2374 (4斗入 3700俵2374) 惣 錢 27貫643文</p>
---	--

少のよう(8)に思われる。

第六表は知行所の物成表である。(A)は寛政一二年書上分、(B)は明治二年書上分である。(A)についてみると、寛永一二年度は、知行所高三二八九石余(拜領高三〇〇〇石、新田二八九石余)に対して、五カ年(寛政七~二年)平均物成は一五五五石余である。この本年貢の対拜領高免は五割一分八厘、対総高免は四割七分二厘、対有高免は五割二厘ということになる。この外に雑租として、米納分計一四九石余と銀納分計三七三匁八分がある。(B)についてみると、明治二年度は、高三三八〇石余(拜領高三〇〇〇石、新田三八〇石余)に対して、五カ年(文久三~慶応三年)平均収納高は一三二九石余(四斗入、三三三二俵余)である。この本年貢の対拜領高

免は四割四分、対総高免は三割九分三厘である(対有高免不詳)。この外に雑租として諸役米一五一石余、諸運上銀二七貫余がある。なお、前掲第三表でみられるように、明治二年、新政府下賜の池田家秩禄米は一二〇石であるがこれは貢租米の十分の一の規定であるから、貢租米は一二〇〇石(対拝領高免四割)だったことになり、上掲(A)(B)の場合よりも少額に見込まれている。

なお、旗本財政については、第六表物成表により収入の大宗は一応知りうるが、支出の正確な数値が検出困難なので、これを略す。

旗本池田家の家臣団構成については、分限帳類を欠くので、不備を免れないが、一応の推計をしておくことにする。

慶安二年の幕府軍役規定によれば知行高三〇〇〇石の軍役は、人五六人及び持物Ⅱ鉄炮三、鎗五、弓二、馬上二騎となっており、五六人の内訳は次のとおりである(旗本当主を除く)(新見吉治「旗本」一三四頁)。

侍一〇人(侍八人、騎士二人)、数弓二人、鉄炮三人、鎗持五人、甲冑持二人、立弓一人、長刀一人、馬印二人、草履取一人、袂箱持二人、兩具持一人、口取四人、沓箱持二人、押足輕三人、二騎口附二人、若党二人、具足持二人、鎗持二人、箭箱一人、<sup>手替一人</sup>玉箱一人、小荷駄四人。

また、旗本池田氏が慶応元年四月、家茂将軍大坂進発に「御目付介」として供奉した時の「家来人数等持越候品書付」(幕府への書上。池田家文書)によれば、侍九人、足輕五人、小者三一人、合計四五人となっている(小者三一人の持物の内訳は省略。慶安軍役規定と異なる)。この他に乗馬一疋と小荷駄二疋(江戸大坂間拝借)を用意している。この場合の供揃数は、右の慶安軍役規定のうちから持物Ⅱ鉄炮持三人、鎗持五人、弓持二人、計一〇人を除き、さらに騎士一人を減じた数(乗馬一疋も減)、つまり侍九人、雜兵三六人(足輕五、小者三二)、計四五人となっている。

ちなみに、この四五人は將軍上洛供奉などに関する寛永一〇年制定の分限扶持（旅費兵糧）四五人扶持と同数となっている。

上記二史料に対して、慶応二年「御役所日記」（池田家文書）によれば、殿様が在所から江戸へ帰還した際の「御歸府御供」は在所用人伊藤覺之進ら八名、「江戸御留守居」は家老豊嶋一ら一八名となっている。この二六名から在所詰伊藤ら二名を除けば、江戸詰は二四名となる。他方、在所には伊藤覺之進ら九名の屋敷と足輕部屋がある。したがって徒士以上の家臣は合計三三名ということになる。これに足輕が江戸詰四一五名、在所一―二名程度とみられる。小人（中間）数は不詳であるが、二〇―三〇名位か（この他、女中七名余がいる）。これで見ると池田家の家臣団は、軍役規定に比して徒士以上が過大であるが、これは部屋住子弟の勤役者約六―七名を含むためかと思われる（上級家臣と同姓者多し）。ので、この数を差引く必要があるであろう。小人は在所村方からの奉公人が多く、江戸抱者もいる。足輕、徒士の中にも農民的性格の者が多かったものとみられる。一般に、平時は下級家臣を少数で済ませているが、幕末非常時局下では小人、足輕などの補充をするといった傾向がみられるのが普通である。

旗本池田家の職制（支配機構）については、後述の「格式役順之事」によってある程度知りうるし、また「御役所日記」や地方史料などによっても役職名をある程度知りうるが、体系的な把握は困難なので、ここでは省略することにす。

なお、知行所の地方支配機構については、在所用人の下に徒士、足輕、小人らがおり、地方・公事方を勤仕し、各村には庄屋・年寄・組頭・百姓代がおかれ、陣屋元の屋形村にのみ大庄屋がおかれていることを指摘するにとどめる（宝曆一三年「御触書」池田家文書）。また、寛政三年「生野鉾山助成銀御借入帳」（池田家文書）所収の持高帳（部分）に「池田直次郎御檢地帳之表」とあるが、これは第八代池田直次郎政富（寛政三―文化四年在任）が施行した本檢地と

いう意味ではなく、単なる地改めの意味に解されよう。宗門改を実施したことは「毎年宗旨改之節、御奉行役於大庄屋宅、為読聞候御定目写」(年代欠、池田家文書)によって知りうる。

以上で、旗本池田家の概貌について一応の解説を終るが、家臣団の格式役順、俸禄、その他については、次項の旗本池田家法の解説のなかで述べるので、本項では省略した。

註

(2) 「先祖書」(池田家文書)、「新訂寛政重修諸家譜、第五」に拠り作製。

(3) 藤井・森谷「明治時代」(綜合日本史大系)三四七頁、朝臣となった旗本は、中大夫(高家、交替寄合)、下大夫(千石以上の寄合、両番席)、上士(千石以下百石以上)と称した。明治二年、中大夫・下大夫・上士を士族と改称し、百石以下は卒と称し、これらの家臣はすべて平民と称した。

(4) 旗本池田氏知行所淡彩廉絵図(表題欠、幕末)及び慶応二年「御在所御家中絵図」(以上、池田家文書)に拠り作図。なお、別に同知行所の極彩色精密絵図が現存(見上保

氏所蔵)。

(5) 慶応二年「御在所御家中絵図」及び同年改御家中屋敷別の絵図(一〇舗)に拠り作図。(以上、池田家文書)。

(6) 天保四年「播磨国<sup>神東郡</sup>之内鄉村高帳」(池田家文書)。

(7) 文化一「安政五年「播磨国<sup>神東郡</sup>之内知行所人数帳」(池田家文書)。

(8) 寛政一二年「播磨国<sup>神東郡</sup>之内鄉村高帳」、明治二年癸丑年間丁卯年迄五カ年平均一ヶ年收納高取調帳」(以上、池田家文書)。

#### 四 旗本池田家法について

以上、史料紹介の前提としての意味で、旗本家法の性格、旗本地頭の階層構成・旗本知行所の全国分布、及び旗本池田家の概貌について、一応の解説をおこなった。

以下、第五項において旗本池田家法の全文を掲載するに先だって、本項においては、それら家法史料について逐条

的な若干の解説を加えることにする。なお、蛇足の感はあるが、便宜のため、一部については表示・図解などの解説方法をとることにした。

紹介の主対象となる旗本三千石池田家の家法史料は左記のものである。

『御意之趣相認覚』（一冊）

右の史料は「格式役順之事」など、旗本池田家の家臣団に関する十六項目余の規定を収載した家法である。

ただし、右史料と同類とみなされる左記の史料が、別冊に収載されているので、追加の意味でこれも紹介する。

『役替加増申付席之覚』他

『願書一件』

また、右の家法制定者によって、別に定められた家臣団に対する条目、およびこの系統に属する被仰渡書があるので、これも紹介する。次のごときものである。

致美公  
『御条目』（一冊）

『被仰渡書』（同追加を含む）  
【『役替加増申付席之覚』と合冊】

以上の家法史料は、総じて家臣団に関する規定である。『被仰渡書』を除いた他の史料は第五代池田政美時代（寛

保一（宝暦六年）の所産である。右の家法史料は、『御意之趣相認覚』系と『御条目』系とに二大別されるが、前者は

主として家臣団の恩給・保護に関する規定、後者は主として勤仕奉公に関する規定といえよう。このうち、勤仕奉公

の具体的規定も注目されるが、最も注目されるのは恩給保護に関する規定である。単なる俸禄規定だけでなく、細部

にわたる保護規定が詳細にみられる点は、封建制の基底部の解明に手懸りを与えるものとして特に注目される。なお

池田家の公事方関係の家法類は殆んど遺存せず、村方関係の御触書類は「御政道書」（宝暦一三—天明六年）がやや整

ったものとしてあるが、小稿では省略にしたがう。まず、右史料のうち『御意之趣相認覚』についてみることにする。  
『御意之趣相認覚』について。

制定者は第五代政美で、制作年代は不詳であるが、彼の在任期間である寛保一―宝暦六年の間の制定とみられ、上掲『御条目』<sup>政美公</sup>の公布が宝暦六年であるところから、右の家法もこのころのものとして推定される。ただし、『御条目』<sup>政美公</sup>の奥書によれば、政美公直筆の御定法書があったが時節柄、これの写しをとることを見合わせているうちに、逝去されたので、遺書同様のものとして、これを布令する、とあるところからみて、『御意之趣相認覚』も、(その標題にふさわしく)類似の成立事情をもつもののように推測される。序文に「池田政美書之」とあるのも同様の意味に解されよう。

この『御意之趣相認覚』の冒頭に「池田政美書之」と記した序文(写)があるが、その大意は「代々家法政務家来役順取扱先規之記録等令紛失不相知」、先例を欠くので、以後の政務が乱れ、曲直が不分明となり、家政を失墜するおそれがあり、先祖に対しても恐れであるから、今般規定を作り申渡したによって、今後池田家代々の家法として守り、子孫に永く伝用すべきである、というのである。その家法の文中から見出し項目のみを抽記すれば、次のとおりである。なお、「附箋」の部分は項目名だけで内容記載を欠いている。ただし、各項目につけた番号・符号は筆者が便宜附けたものである(以下同断)。

- (1) 格式役順之事
- (2) 給人以上家筋之支
- (3) 高割之事
- (4) 家替高割之支
- (5) 隠居之面々宛介之支

旗本家法について(鈴木)

旗本家法について（鈴木）

- (6) 諸士悴呼出仕方等格式之支
- (7) 悴共呼出宛介支
- (8) 家老之後家江扶持遣支
- (9) 出入扶持之支
- (10) 家中之面々長屋積之支
- (11) 同独身者長屋積之支
- (12) 家中之面々借人之支
- (13) 諸士火支裝束等合印渡支
- (14) 中小性以下渡物之支
- (15) 諸士用向申付外出供人之支
- (16) 加増并取立者之支

〔附箋〕(A) 役々ニ寄誓詞文言之事

(B) 道中往来手当之事

(C) 勤番先跡吟味之事

(D) 看病暇可遣統相之事

在所江暇願之事

□湯治参宮等願之事

以下、この項目順に解説を加えることにする。



型に属しているといえよう。給人などの正確な人数は不詳であるが、二、三名が推定される。なお、用人格と給人の中から目付を兼帯する。

第二グループは中小性Ⅱ平士である。弘方役は小人頭を兼帯する。第三グループは徒士である。第四グループは足軽と小人（仲間）である。小頭は足軽の筆頭で足軽・小人の頭である。第二グループ以下の人数は不詳であるが、上述の家臣団構成と照応して、第四グループを三六名程度（内、足軽五名、仲間三名）とみれば、第二、第三グループはそれぞれ八、一〇名程度の人数と推計されよう。ただし、分限帳などを欠くので、正確な数については後述にゆずらねばならない。

(2)は家臣団の最高家柄、すなわち「家筋」についての規定。

家老、用人、給人を親子三代にわたり相続昇進した者を「家筋」と唱える云々。なお、但書として、三代続いて勤めた者は、格付で昇進させること。もつとも不適任者は家柄であっても昇進させず、また稀な働きがある者でも役順を飛越しての昇進はさせない、とある。

(3)は家臣団に対する知行高の規定。

第八表「知行高割表」（寛保期以降）はこれを表示したものである。格式役順に四つのグループに便宜類別した。何れも蔵米取であり、加扶持は徒士級以上全員が受給している。役料付の者もいる。加扶持は最高は家老らの第一グループが五人扶持―二人扶持、中小性の第二グループが二人扶持、徒士の第三グループが一人扶持であるが、一人扶持は四俵半程度であるから本俸に対する加扶持の比重が大きい。本俸は、第一グループは家老の米一〇〇〜五〇俵（四斗入俵）を最高に、給人格の三〇〜二〇俵を最低としている。第二グループは一四〜一二俵、第三グループは一〇俵、第四グループは七―六俵である。以上の俸禄規定は、同格の他の旗本と大差ないものとみられるが、本俸がやや

第八表 知行高割表(寛保期以降)

格 式 別		本 俵	加 扶 持	備 考
家老・用人・給人	家老	依 50~100	人扶持 5	内 1 人扶持ハ僕扶持
	家無用	依 45~ 70	4	同上
	用人	30~ 45	4	同上
	給人	25~ 35	3	借 3 人 (僕扶持ナシ)
	給人	20~ 30	3	同上
	給人	20~ 30	2	同上
中小性(平士)	近勝手	14	2	納戸之者兩人役料 1 人 3 俵宛
	向小	14	2	役料 3 俵 1 人扶持
	平士	12	2	
	祐馬	12	2	当分抱等金給
	馬	12	2	役料 3 俵当分抱等金給
徒士	徒士・坊主	10	1	渡者ハ金給
	徒士目付	(10)	(1)	
	蔵普請	(10)	(1)	役料 2 俵
	物奉	(10)	(1)	役料 2 俵
	馬乘	(10)	(1)	役料 3 俵渡り当分抱等金給
足輕・小人	小頭	7	—	内、1 俵在中懸増役料 1 俵
	足輕・坊主	7	—	内、1 俵在中懸増
	小人	6	—	同上

低く、加扶持が多い点が注目されよう。なお、この高割表に照応した家臣団の人員構成を示しうる正確な史料を欠くのは遺憾である。

(4)は家替高割に関する規定。

家臣が家替―跡継代替りの場合は知行高を減額する規定である。すなわち別表のとき内容である。俵禄高一〇〇俵より二〇俵迄の者(前掲 第一グループII給人格以上)は三割減となる。一九俵より一五俵迄の者は一四俵となり、一四俵より一三俵迄の者は一二俵となる。一二俵以下はその儘据置。ただし、減俵は「拾俵ニ付三俵減之割」、つまり三割減(三分減)の規定であるから、端数計算の規定が三段階に分けて設けられている。つまり、二一俵より二三俵迄は六俵減、二四俵より二六俵迄は七俵減、二七俵より二九俵迄は八俵減とする。百俵までこ

旗本家法について(鈴木)

○ 家替高割表

俸禄階層	減 俸 高	備 考
20～100俵	3 割 減 (10俵=付3俵減)	○端数計算 { 21～23俵 6俵減 { 24～26俵 7俵減 { 27～29俵 8俵減 100俵迄この方式で減 ○家替減俸は1回限りとする。(名跡の場合を除く) ○この他細則あり
15 ～ 19	減じて14俵となる	
13 ～ 14	減じて12俵となる	
12俵以下	据 置	

の方式で処理される。

なお、この家替減俸の適用は一回限りで、以後は家替の際でも減俸されない。(ただし、名跡の場合を除く)。(細部の説明規定がある)。何れにしても、この仕法は半知借上政策とは異なり、家替一回限りの大幅減俸措置である点、注目すべき仕法である。

なお、これとは別途に、旗本池田家では、半知借上借米政策を実施しているので附言しておく。すなわち、慶応四年「御役所日記」(池田家文書)によると、家老兼御元方豊嶋一は「其方儀年来御元方卷人ニ而相勤候ニ付、格別之思召、御借米之内式俵差戻、全四拾俵半高被成下候間猶又念入可被相勤候」との辞令をうけている。これは元高八〇俵の豊嶋の俸禄が借米制のため半高の四〇俵に減り、さらに二俵借米で三八俵に減っていたが、このたび格別の行賞によって借米二俵を返却して、半高四〇俵とした、という意味に解されよう。池田家における半知借米制がいつごろから実施されたか不詳であるが、かなり以前からの実施が予想されよう。少なくとも、本家法の成立期と目される寛保ノ宝暦期以後、家臣団は家替三割減俸と半知借米を課され、またその上に少量の借米を負担する、といった状況にあったものとみられよう。旗本財政ないし家臣団家計の問題である。



(7)は右の(6)の場合の忤に対する宛介の規定。

「家老・無格・用人」の呼出忤に対しては、年令別に鼻紙代銀三枚、ないし扶持が給付される。「用人格中小性迄」の呼出忤に対しては、年令別に扶持ないし金子、ないし米俵が給付される。「徒士忤」については記載断絶欠記。以上の記事には但書条項がある。

(8)は家老の後家に対する扶持の規定。

老人扶持が給付される（但書あり）。

(9)は出入扶持の規定。

文武の師と医師に対して二人扶持ないし五人扶持が給付され、座席格式も指定されている。また、但書では町人の出入扶持などについての規定がみえる。

(10)は家中長屋の規格に関する規定。

格式別に規定されている。ただし、次項(11)の独身者のそれに対して、これは養介持り家族持の家中長屋に関する規定である。(10)(11)両者を表示すると第十表「家中長屋」(A)および(B)となる。ただし、何れも主として江戸詰家中の長屋に関する規定とみられよう。

(A) 家族持についてみると、格式別（足軽、小人を除く）三グループともに二階屋であるが、小規模なものである。独立家屋でなく、二階建の「家中長屋」とみられよう。詳細は絵図面を欠くので判然としない。玄関、湯殿、雪隠の有無、畳渡、内作事自前持、畳表替繕などについて規定されている。(B) 独身者についてみると、給人以上は平長屋であり、それ以下は寄合部屋となっている。平長屋は場合によれば二階屋でもよいとしている。給人格以下は何れも寄合部屋で、畳ないし荷縁、むしろなどの給付とその代替規定がみえる。

第十表 (A) 家中長屋 (家族持)

格式別	構造			附帯条件
家老, 無格	間間 3×4	2階屋	内, 1間 ひさし	○玄關附, 外=湯殿, 雪隠渡 ○内作事前持 ○在所参勤等の場合15畳渡
用人より 給人迄	2×3	同上	同上	○湯殿, 雪隠附 ○畳8畳渡 (備中表縁付) 表替繕等自前
徒士, 小役人	1.5×3	同上	同上	○湯殿, 雪隠附 ○畳5畳渡 (琉球表無縁) 表替繕自前持

(B) 家中長屋 (独身者)

格式別	構造			附帯条件
家老, 無格	間間 3×4	平長屋	内, 1間 ひさし	○玄關附, 湯殿・雪隠附 ○二階屋の場合は2間四方, 1間ひ さし ○内作事前持 ○畳渡 (家族持に同じ)
給人以上	2×3	同上	同上	○湯殿, 雪隠附 ○二階屋の場合は9尺×2間, ひさ し1間 ○畳渡 (家族持に同じ) ○内作事前持
給人格以下 中 小 性		寄合部屋		○雪隠附 ○琉球畳3畳宛渡 ○5年に1度畳代 ○格式昇進の場合, 畳追加 (家族持 も同じ) ○役附で払方, 馬役等は9尺×2間 又は9尺×3間平長屋独部屋給付
徒 士		寄合部屋		○琉球2畳敷渡 ○5年に1度畳代
足 軽		(寄合部屋)		○荷縁1枚敷渡 翌年より毎年荷縁代物にて渡, 初 年80文, 毎暮40文 ○小頭は部屋内2枚敷仕切り, 又は 片寄せ渡, 荷縁代毎年渡 ○平足軽(?)
小 人		(寄合部屋)		○むしろ1枚敷渡, 初年32文 ○翌年よりむしろ代毎年16文渡

旗本家法について (鈴木)

なお、在所の屋形村の「御陣屋」内の家中屋敷の場合は、在所のせい、か、江戸詰家臣中心の上記の長屋規定とは別格扱いのもののように思われる（前掲「御在所御家中絵図」参照）。例えば、在所用人伊藤寛之進宅をみると、主屋は総建坪四四坪（平屋建）で、これに四間と一間半の長屋門が付き、さらに別途に物置（一〇坪）、木屋（三坪）、雪隠（一坪）、土蔵（五坪）、井戸がある。主屋の間取は、座敷（九畳）、部屋（五畳、三畳、六畳、二畳、四畳半、三畳）、台所（一〇畳）、風呂、上雪隠（二ヶ所）、内庭、小庭があり、さらに押入、床、敷台、縁側などがある。別に広い外庭、垣根があり、広い空地や藪で囲まれている。全敷地の総坪数は四九四坪である。これを、上掲の江戸詰長屋の家老、用人級の家屋に比べると格段の相違がある。

伊藤氏以外の他の八名分も江戸詰長屋よりは規模が大きく、独立の家屋となっている。このような在地屋敷の特色は、在所御陣屋のもつ中世以来の歴史的條件によるものであらう。

(12)は家臣が役所から借りうる借人に関する規定。

これも注目すべき仕法である。最上級の家老無格と最下級の足輕・小人を除いた家臣団、つまり用人より徒士までの全員に対して、旗本役所より借人が借りられる。家老・用人を除き、彼ら家老団は自分家来をもたないものとみられる。これを表示すれば第十一表「家中借人」となる。ただし、この仕法は江戸詰の家臣に対する措置とみられよう。

まず「用人より給人迄」の階層は家内持、独身者を問わず、借人を二人に一人宛の割合で借りられる。焼出の際には特に会所附小人を借用できる。ただし、無拠用事で借人を必要とする時は、早目に申込んでおくこと。「給人格より徒士迄」の階層は、家内持と独身者とに区分されている。家内持の場合は、四人に一人宛の割合で水汲人を借りられる。無拠用事のため借人を必要とする時は早目に申込んでおくことは前掲の場合と同じである。独身者の場合は、会所（食渡所）所属の小人を利用する規定である。つまり、独身者七人に一人宛の割（端数は三人を超えた場合一名増員）で小人

第十一表 家中借人

格式別	借人数	備考
用人より給人迄	2人に1人宛渡	○焼出の節は会所附小人を借用 ○無扱用事の節は事前に小人頭へ申込置、小人借用
給人格より中小性・徒士迄の 家内持者	家内持者4人に1人宛水汲渡	○無扱用事の節は事前に小人頭へ申込置、小人借用
給人格以下中小性・徒士迄の 独身者  (給人格以上の者も願により一所用可)	会所食渡所に利用者7人に1人宛の割で小人を置き、主食を作り渡す(利用者端数3人増過の場合小人1人増)	○会所建物 2間×3間、疊8疊敷(琉球表) ○外=1間四方湯殿、3尺5寸雪隠附 ○会所附道具 ○手箱2、柄杓2、大がめ1、鍋2 ○行水盥2 ○汁自前煮 薪2人より15人迄1ヵ月15束宛(松5本詰)渡 味噌1人に付1ヵ月1貫目宛渡 ※大病にて看護人なき者は会所借用のこと

旗本家法について(鈴木)

が置かれ、彼らによって主食が作り渡されるのである。会所(食渡所)の構造は二間×三間の広さで、疊は八疊敷(琉球表)、外に一間四方の湯殿、三尺五寸の雪隠附。会所備付の道具は、手桶二つ(五色)、柄杓二本、大がめ一つ(中)、鍋二つ、行水盥二つである。この会所食渡所で主食を作って貰い、汁は自前煮とする。そのために二人より一五人迄の人数に対して、一ヵ月に薪一五束(松五本詰)、味噌一人に付一ヵ月一貫目宛を渡される。なお、大病で看護人のない者はこの会所を使用すること。また、給人格以上の格式の者も願により会所食渡所を一所に使用してよい。

(13)は家臣の火事装束と合印に関する規定。

旗本池田氏は歴代にわたり非役の「寄合」入が多かったが、寄合入中に「火事場見廻」役を勤仕することが度々あった。そのためかとみられるが、家臣の火事装束の規定が特に設けられている。この規定によると、給人以上は火事装束は自前持で、合印は役所より支給される。給人格・中小性以下小人にいたるまで、詳細な規程が示されている。

(14)は中小性以下への役所からの渡物に関する規定。

第十二表 渡 物

格式別	渡 物	補 充
中 小 性	○桐油せいひつ白油紙裏装束もんは内袖附油紙 (供に出る者は中小性以上でも同断) ○膳(日光足付) ○碗(白紛紋内朱)	損じ次第渡 同上 3年に1度宛渡
徒 士	○羽織代1年に金1分宛(自分羽織着用) ○桐油せいひつ黒裏内袖無し、もん付装束 ○膳(日光足付) ○碗(白紛紋黒碗内朱)	損じ次第渡 同上 3年に1回宛渡
足 軽	○桐油せいひつ赤裏 ○膳(日光、角々に小足有) ○碗(内外赤碗)	損じ次第渡 同上 (3年に1度宛渡)
小 人	○桐油、表裏共赤合羽 ○手廻り(こんさいミかんばん、こん木綿浅黄裏 看板) ※道具持、草履取、長柄持、挾箱持2人、馬口2 人、度々小頭より渡す、年中着用、夏看板九月 渡、冬看板極月渡	毎年渡 五月渡極月渡
給人格より 以下小人迄	○暮に餅渡(勝手別帳有)	

旗本家法について(鈴木)

第十三表 公用外出時の供人

格 式	供 人							計	備 考
	若 党	道 具 持	挾 箱 持	草 履 取	馬 ノ 口	沓 籠 持	合 羽 籠		
家老、無格	人 2	人 1	人 1	人 (1)	人 2	人 2	人 1	人 8 (1)	○馬ノ口、夜提灯持無之節 は草履取兼 ○馬差支の節は駕籠 ○50歳以上は駕籠 ※家老・無格用人の草履取 は自分家来。
用人より迄	1	1	1	1	2		1	7	
給人格	(給人と同じ)							7	○馬は借りず ○遠方の場合駕籠代定の 通、馬にて遣すこともあ る
中 小 性	1			1				2	○入用の節は借籠・借挾箱 ○かご代の訳、馬の事前に 同じ ○夜中は提灯持1人
徒 士				1				1	○夜中は提灯持1人
足 軽									○風呂敷包は添使小人 ○文箱の類はかさ馬とても 可持

三〇

これを表示すれば第十二表のごとくである。格式別に、桐油せいひつ、膳、椀、看板などの支給及びその補充方法が規定されている。また給人格以下小人にいたる全員に、暮の餅が渡されることになっている。

(15)は公用外出の際、役所より附けられる供人に關する規定。

これは上掲(12)の家中借人とは異なり公用(特別公用か)外出の際の供人である。第十三表はこれを表示したものである。格式別で供人に格差がある。家老・無格は若党以下八人で、草履取は自分家来を使う。用人より給人迄は七人で、用人だけは草履取自分家来使用。給人格は給人と同じく七人。中小性は若党と草履取の二人であるが、夜中は提灯持一人を添える。徒士は草履取一人であるが、夜中は提灯持一人を添える。その他、馬・駕籠などの規定もみえる。

(16)は加増及び取立者に関する規定。

給米給金等を給付の際、正月一日より六月晦日までの間に給付する場合は、一カ年分を給付、七月一日より一二月晦日迄の間に給付する場合は、半年分を給付される。加増の場合も同様である。ただし、閏月は除く。

足輕から徒士に取立の場合は、拝借金二両をうけられる。右の取立が元日より六月晦日の間であれば春の給米へ加算して与えられる。この拝借金は翌春給米より二〇匁目宛給米毎に差引き三カ年で返済する。七月一日より大晦日の間であれば、翌年暮に給米より返済を始め、右同様に完済する。小人(仲間)より足輕へ取立の場合は、刀代金壹分を給付される。給人へ取立の場合は具足代金五両が給付され、用人へ取立の場合は具足代金千疋が給付される。無格へ取立の場合は記載欠。

以上、『御意之趣相認覚』(一冊)に所載の一六項目にわたる記述は、ここで一応中断している。まだ、このあとへ続くものとみられることは、次の附箋によっても、また後述の別帳にみられる諸項目によっても明らかであろう。

附箋（四箋）は項目名のみで、内容の記載を欠いているのは惜しまれるが、項目名は次のとおりである。

(A) 役々ニ寄誓詞文言之事

(B) 道中往来手当之事

(C) 勤番先跡扶持之事

(D) 看病暇可遣続相之事

在所ニ暇願之事

□湯治参宮等願之事

以上で、『御意之趣相認覚』の解説を終える。その内容は主として家臣団の恩給保護に関する規定であるが、逐条的な解説を加えた。以下、残された四件の家法史料については、逐条的な解説を省き、簡単にその概要にふれる程度にとどめることにしたい。

まず『御意之趣相認覚』と同類とみなされる『役替加増申付席之支』他、及び『願書一件』についてみる。

表題を欠いた『役替加増申付席之支』他は、上述の『御意之趣相認覚』の統篇とみなされる同筆蹟同類の史料である。その内容項目は左記のとおりである。つまり、諸士の役替加増、役義、隠居家替などの際の礼席、礼物に関する規定、及び諸士の縁組に関する規定である。なお、(A)諸士縁組之支、はおそらく次の『願書一件』史料中の(1)諸士養子之支、に連続するものとみられよう。

(一) 役替加増申付席之支

- (一) 役替加増礼席之支
- (二) 隱居家替申渡支
- (三) 役義礼物之支
- (四) 加増分礼物之支
- (五) 隱居家替礼物之支
- (六) 隱居礼物之支
- (七) 諸士縁組之支

次に『願書一件』は諸士の相統関係の願書について、その規定および願書文言（ヒナ型）を示したものである。記述は詳細を極めていゝ。ただし、本稿では、願書の文言例は、最初の一例をあげただけで、他は省略した。その内容項目は左記のとおりである。すなわち、諸士の養子、心当り養子、隱居家替跡目、急病即死跡目願、悴無者跡式などの願書について、詳細な記述がみえる。

- (1) 諸士養子之支
- (2) 心当養子之支
- (3) 諸士隱居家替等跡目之支
- (4) 急病ニ而即死跡目願之事并悴無之者跡式之支

さて、次には、主として、家臣団の勤仕奉公に関する規定である家法史料二件、すなわち、『御条目』および『被仰渡書』（同追加を含む）についてみることにする。まず、『御条目』であるが、これは池田家第五代政美の制定になるものである。この奥書によれば、政美公の直筆になる御家法書があり、時節柄これの写をとることを見合わせて

いるうちに逝去されたが、これは遺書同様のものであるから此度これを公布することにした、という。

この条目は、次掲の『被仰渡書』などに継受される点で、以後の時代へ影響を与えている。これ以前の条目は見当らない。全文三六カ条にわたるこの条目の特色としては、単なる倫理的・教訓的な条文だけでなく、旗本池田家臣団の勤役その他に関する注目すべき具体的条項が多いことである。その意味で、上掲『御意之趣相認覚』にみられた具体的規定と照応させてみる事ができよう。

この条目の第一条には「天下一統之被仰出有之御家法之趣、堅可相守事」とあり、幕府法の遵法を第一条に掲げることは、他の藩法や地頭の家法などにみられる常道的仕法である。第二条以下の規定は剣道稽古、礼義挨拶、服装風躰、喧嘩口論、音信贈答、吉凶振舞などへの指示から、勤役上の諸規定に及んでいる。つまり、上役・相役との応対心得、詰所番・掃除見分当番・目付役見廻などへの指示、玄関番・門番・近習・表方用役・勝手役所などの出勤交代規定、家老・無格・用人・給人・給人格以下の月々他出規定、給人以上・近習の直暇他行規定、表中小性以下の他行規定、門出入時刻規定、役所勤務上の服装規定、給人格以上及び中小性徒士の帯刀規定、などである。

次に『被仰渡書』（全二カ条）は、上掲『御条目』を継受した同系統の条目とみられるものである。これは安永八年五月に出されたものであるが、同月附で『被仰渡追加』六カ条が追加されている。『御条目』と類似の条文もあるが、また新規の条文や文言もあり、家臣団の勤仕上の状況などを知りうる史料である。すなわち、武芸稽古、帯刀、詰所勤務、鬢形、寄合雑談政談、博奕、諸士他出、御供弁当、御門番勤務、御門出入、火事羽織、御屋敷出奔者、などに関する規定がみえる。

なお、右の外に、享和四子年二月布令の『被仰渡書』（全一八カ条）もあるが、これは右の安永八年『被仰渡書』と類似の条文が多いので割愛することにする。

(史料番号は筆者注記)

目次

御意之趣相認覚	.....	三五六
役替加増申付席之夏、他	.....	四六
願書一件	.....	四九
政美公 御条目	.....	五二
被仰渡書	.....	五五
被仰渡追加	.....	五七

人成私意を以取扱、曲直不分明ニ相成、可失家政支を対先祖恐之、今度我等以勘弁ケ条之趣申付候、已来代々家法と相守、子孫永可令伝用者也

年号月日

池田政美書之

(1) 格式役順之事

家老

但勝手向在江戸大元締者家老ヲ給人迄之内兼躰也

無格

用人

用人格

給人

但用人格ヲ給人迄之内ニ目付役兼躰

給人格

御意之趣相認覚

(表紙)

代々家法政務家来役順取扱、先規之記録等令紛失不相知、例無之以後主人時に乗シ非分之政務有之歟、時之役

旗本家法について(鈴木)

近習中小性并納戸中小性

但納戸役之者筆頭可為兩人平近習ニ而書物方頭兩人

可申付

払方役

但中小性也小人頭兼

平近習

表中小性

祐筆

但中小性也

馬役

但中小性也是カ上之格合之者馬之世話等致候支も可

有之馬役与者申間敷事

右中小性与有之分近習表役付ニよらず一統ニ平士与

末ニ出入

徒士目付

藏役

但徒士

普請奉行

但徒士作事方と呼可申事

料理人

徒士

但供方便玄関中番等相勤平徒士也

物書

但祐筆ニ而無之役人等も可遣者也徒士席

馬乘

但馬役ニ而無之馬乘方馬仕立等可致者也徒士席

坊主

小頭

但足輕之内筆頭ニ而足輕小人之小頭也

次坊主

足輕

小人

但仲間と呼

(2) 給人以上家筋之夏

一家用人給人筋と定メ候支、其者父之跡ヲ負其席々  
江孫之代迄三代相統昇進申候者、右家筋与唱、末々昇進  
為仕候共其者家々席迄者何格与申義不申付、昇進之節  
其席江為進可申候、尤其者家ニ無之役席江昇進申付候  
節ハ格与申義方申付候支

但三代統不相勤内者、本文之通格を負昇進申付候尤其  
職分ニ不似合仁躰之者者、為家柄共昇進申付間敷候、  
且希様之働有之者ニ而も役順飛候而昇進者申付間敷  
候

(3) 高割之事

家老 五拾俵方百俵迄 扶持方者可為五人扶持  
但内卷人扶持者僕扶持ニ遣入、在所抱江戸抱ニ召仕  
候共、上下政用等并在中懸増等一切不遣候支  
無格 四拾五俵方七拾俵迄 四人扶持同断  
用人 三拾俵方四拾五俵迄 四人扶持同断  
用人格 貳拾五俵方三拾五俵迄 三人扶持  
但借三人ニ而僕扶持不遣事

旗本家法について(鈴木)

給人 貳拾俵方三拾俵迄 三人扶持同断

給人格 貳拾俵方三拾俵迄 貳人扶持同断  
近習 拾四俵貳人扶持 但納戸之者高人役料老  
人三俵宛

但家柄之者等ハ高給之者及可有之役料等不寄高  
勝手向小弘方役 拾四俵貳人扶持 役料三俵ニ  
老入扶持

但右同

平士之分 拾貳俵貳人扶持

祐筆 同

但当分抱等金給

馬役 同 役料三俵

但当分抱等金給 役料ハ同前

徒士并坊主 拾俵 老人扶持 但渡者ハ金給

徒士目付

藏方 役料貳俵

普請奉行 役料貳俵

物書

馬乘 役料三俵

物書馬乘渡り当分抱等金給、役料ハ同前

右式人扶持之者妻引請候ハ、半扶持増可遣、老人扶持

渡候者ハ式人扶持渡ニ直シ可遣事

小頭 七俵 但内老俵在中懸増

役料老俵

但足輕端小役人等右之通

足輕 坊主 七俵 内老俵同断

小人 六俵 同

右高割之百俵ヲ限其上役料足高等其代老代限りニ而家替

割合ニ不入支

但足高役料等者其格合定メ本高老倍迄茂可遣其人之

切望不画勘弁可有心得事

(4) 家替高割之支

一諸士跡式拾俵ハ百俵迄三分減

但拾俵ニ付三俵減之割、半有之時割合廿一俵ヨリ廿

三俵迄者六俵減、廿四俵ヨリ廿六俵迄者七俵減、廿

七俵ヨリ廿九俵迄者八俵減与半有之者三段ニ割下ケ

可申支、三拾俵者定メ之通三分減九俵之減也、百俵迄

半有之分割方右之通也、尤其家之高ニ而一度減候得

者後不減候、併名跡者格別也、其者家之高ニ而三分

減一度減候得ハ夫ヲ家替ニ相定可申候、縦百俵之者

七拾俵ニ家替申付候得者其俵ハ者末々迄茂七拾俵之

家替無相違可遣支、且其者大切有之百俵余ニ相減候

共家替ハ七拾俵遣、兎角割者百俵ヲ限可申候、百俵

以下之者者其家ニ而高給之時ヲ建三分減ニ可申付、

縦祖父七拾俵ニ而悴家替三分減ニ而四拾九俵遣、其

後勤柄ニ而加増七拾俵余ニ相成候得者其高ヲ以亦悴

三分減也、初四拾九俵ニ而居り候者家替如元四拾

九俵也、百俵以下式拾俵迄如此ニ候

一拾五俵ハ拾九俵迄跡式拾四俵ニ成ル、拾四俵以下者拾

式俵ニ成、拾式俵以下跡式者其儘可遣支

但是又前条之心持を以家之高ニ而減ヲ立可申支

(5) 隠居之面々宛介之支

一家老隠居 三人扶持 小遣銀七枚

此金五兩ト  
意知也

但六拾歳以上ニ而病身ニ候ハ、可差免若一統ニ出席

名目等出候有之時分ハ座席給人座上

一 無格并 式人扶持 小遣銀三枚 此金貳兩ト  
九匁也

右同断、席近習之上

一 用人格給人 式人扶持  
一 給人格中小性

味噲月々老メ目宛渡ス

右同断、但跡目無之者斗小遣貳百疋可遣事、席中小

性末座

一 徒士 井飼介等 老人扶持 跡目無之者斗小遣  
貳百疋宛可遣ス

味噲老メ目宛月々渡ス

右同断、席徒士之末座

右之面々數年相勤候歟、勤之内大切有之者外ニ少々心附

可有之、定法者一通相背申間敷候若此方ヨリ申付候隠居

等ニ而

但席順者立置候迄平日可入事ニあらず、名目等出候

節右之趣年始六日ニ礼者隠居共一統、順ニ可出事

一 足輕小人飼助者老衰難相勤歟、病身ニ而難相勤者在所

ニ可參、宿無之者并江戸抱者宿致吟味、可參方無之者

旗本家法について(鈴木)

歟、亦者代ヲ重年久敷極差衰迄相勤候者下屋敷江出シ

老人扶持味噲七百五拾目宛遣之飼介ニ可致候、夏冬志  
の義不相成候ハ、時之役人可有勘弁、但不相応ニ差遣  
候事堅ク可令停止候

(6) 藩士悴呼出仕方并格式之支

一家老嫡子拾一歳ハ拾五歳迄勤方子共座席給人格可為末

席支

但拾五歳未滿ニ而父相果家替申付候者座席給人格可

為末席、当歳ニ而茂同前之支、十六歳ニ相成候ハ、

席給人ニ申付、尤勤方平士之通供等可致候、席新

古可相立事

一同十六歳ハ給人ニ申付、勤方ハ平士之通供等可致

支、座席新古立可申候事

但十六歳ニ而家替申付候ハ、用人格可為末席事

一家老勤候者悴拾五歳未滿之内家替相統之上相果候共其

者弟有之候者嫡子之通申付之事

但順養子ニ申付段々相果候共末子迄同前之支、弟無

之者者 拾五歳未滿家替後相果候共養子申付候<sub>支</sub>、本  
文之通格式に可申付事

一家老悴部屋住ニ而相果嫡孫有之候者<sub>悴</sub>ニ可順<sub>支</sub>

但惣領之外ニ男子有之者 右之趣ニ而嫡子相果嫡孫未

幼年ニ候者 二男三男ニ寄ス、惣領ニ相立嫡孫を右之

者惣領ニ可致事

一同悴部屋住ニ而嫡子有之成長候者 十一歳<sub>方</sub>召出勤方子

共座席給人格可為末席事

但祖父家老相勤候ニ付父給人たりとも右之通可申付

事、家老相勤候者孫迄者 右之通其後ハ可寄父ノ格

一家老悴多ニ而二三男召出候節者 新家ニ呼出候故ニ男者

可為近習三男ハ老通り之可為平士<sub>支</sub>

一無格<sub>方</sub> 之悴十一歳<sub>方</sub>十五歳迄席不相立子共十六歳<sub>方</sub>

給人迄 平士勤方近習表ニ寄ス、新古相立可勤事

一無格并 跡式申付候節ハ十六歳<sub>方</sub>者 給人格可為事、勤

方平士之通十五歳未滿ニ而家替相統之節ハ 其者十六歳

ニ相成候迄ハ近習筆頭ニ可申付置事、但勤方子共

一用人格<sub>方</sub> 給人格迄之悴可為平士事

但拾五歳未滿之節ハ子共十六歳<sub>方</sub>格可相立候、部屋  
住ニ而も同前之事

一平子之分悴十一歳<sub>方</sub>十五歳迄子共十六歳<sub>方</sub>父之通可為

平士家替ニ而も同前

一徒士目付

一同小役人 悴坊主役十一歳ニ而十五歳迄、十六歳ニ而父之  
徒士

通徒士家替も同断

一諸士悴共呼出候者新古相立申候<sub>支</sub>

但一統ニ呼出候事右之節ハ父之順ニ可随事

(7) 悴共呼出宛介之<sub>支</sub>

一家老無格用人悴十一歳<sub>方</sub>十三歳迄、鼻紙代銀三枚、十

四歳<sub>方</sub>十五歳迄鼻紙代銀五枚、十六歳<sub>方</sub>拾老儀ニ老人

半扶持

但父之宛介百儀<sub>及</sub>遣過分成者如此其余者 老人扶持可

遣事

一用人格<sub>方</sub>中小性迄悴十一歳<sub>方</sub>十三歳迄老人扶持、十四

歳<sub>方</sub>十五歳迄金貳兩ニ老人扶持、十六歳拾儀ニ老人半

扶持同

右俸共部屋住ニ而妻引取候者式人扶持ヲ直可遣支、但別

宅ニ而も同前

一 徒士俸共 (欠記)

(8) 家老之後家江扶持遣支

一家老相果候而妻有之節者家替之者実母養母たり共老人

扶持差遣候支

但家女たり共俸実母ニ候ハ、老人扶持差遣之支、父

存生ニ其沙汰無之候共此後母ニ可順候、尤不及願出

等候

(9) 出入扶持之支

一文武之師并醫師式人扶持ハ五人扶持迄、夫方上遣候者

相応之宛介差遣引取可申候、其芸斗ヲ相立候者格給

人、若家之用向兼躰相勤候ハ、夫々之可為格式事

但家江遺緒有之出入扶持等差遣候町人ハ独礼ニ可申

付事、古借等之訳ニ而差遣扶持之者可為一統事、

旗本家法について (鈴木)

尤町人目見之分訳有之者 格別、其余ハ三年ニ老度宛

可為事

一出入扶持而已之節家中例席申付者用人上座可為事

(10) 家中之面々長屋積之支

一家老 無格 養介持 長屋三間ニ四間二階屋

但老間者ひさし

但玄關附外ニ湯殿雪隠可渡事、内作事ハ手前ニ可

致事、在所参勤等ニ候得ハ疊拾五疊可遣支

一 用人方給人迄 三間ニ三間二階家

内老間ひさし

但外ニ湯殿雪隠附可遣、備中表縁とり疊八疊可差遣

表替繕等手前ニ可致事

一 給人格中小性 式間ニ三間二階屋

内老間ひさし也

但湯殿雪隠附可遣、琉球疊無縁六疊可差遣、表替繕

等手前ニ可致事

一 徒士小役人 九尺ニ三間二階屋

但老間ひさし

但湯殿雪隠附可遣、琉球疊無縁五疊可差遣、表替繕

手前ニ而可致事

右者養介持候者二階屋<sup>茂</sup>而割合、何<sup>茂</sup>湯殿雪隠入用ニ而作

事可差遣事、其外内作事ハ手前ニ而可致事、惣跡長屋持

等不疵仕様ニ可致事

一給人格以下中小性之分寄合部屋

琉球疊三疊宛渡 雪隠付ケ渡ス、内作事ハ手前

五年老度疊代

右取初出勤之節疊差遣、其後者極り之疊代五年ニ老

度宛可遣、格式昇進候者右疊立足シ可遣、養介持ニ而

も同断

但役附ニ而払方馬役等ハ九尺式間或者九尺三間之平

長屋独部屋可遣事

一徒士 寄合部屋琉球式疊敷遣ス

五年ニ老度疊代

右前条之通

但藏役作支馬乗等是又九尺式間或ハ九尺三間之平屋

独部屋可遣事

一足輕 荷縁老枚敷渡ス

右取初取立候節相渡シ翌年々荷縁代物ニ而渡

初年八十文  
毎暮四拾文

但小頭者部屋之内二枚敷しきり候歟、亦ハ片寄セ候

而構させ相渡ス、尤荷縁代年々相渡事、平足輕同前

(11) 同独身者長屋積之支

一家老 無格独身 平長屋ニ而三間ニ四間

内老間ひさし

但玄闕其内ニ付可遣、二階屋ニ候得者式間四方ニ老

間之ひさし玄闕同断内作事ハ手前

一給人以上 独身ニ平長屋式間ニ三間

内老間ひさし

但二階屋ニ候得ハ九尺式間老間之のひさし、疊遣候

事前ニ同、内作事手前

右独身之者書面之通二階家平家ニ而間敷如此可遣支、尤

湯殿雪隠者附ケ可遣支

尤二枚代

一 小人 むしろ巻枚敷渡ス、初年三拾式文

右殿初部屋入候時調渡シ翌年々毎年むしろ代十六文

宛

(12) 家中之面々借人之支

一 用人格を給入迄 兩人ニ卷人宛

若焼出給候ハ、会所附キヲ用ル

但無扱用支有之節ハ前広ニ小人頭迄申込小人借可申

候

一 給人格々中小性徒士迄家内持候者四人ニ卷人宛之水扱(渡)

渡ス

但無扱用事等者前広小人頭江申込置小人借可申候

一 給人格以下中小性徒士会所食渡所七人ニ卷人宛之積人

差置候人数積卷式人過不足ハ不増三人を可増事

右之格合以上之者も勝手ニ相願候得ハ一所ニ用ル

右会所式間ニ三間、外ニ卷間四方湯殿三尺五寸雪隠付ケ

可相渡、大病等ニ看病人付候節人支ニ付人無之時分ハ

旗本家法について(鈴木)

会所ニ可居支、会所疊八疊、尤琉球ニ渡ス

会所附道具手桶ツ柄杓式本大かめ巻中鍋式五合つ行水

鹽式つ

右可渡

但汗手前(煮)ニ式人々拾五人迄者薪卷ヶ月に松五本

詰真木拾五束味噌卷人ニ付巻目宛渡

(13) 諸士火支裝束并合印渡支

一 給人以上自分火支裝束也、平士を見苦敷無之様ニ可心

懸支、合印一統ニ此方々可相渡支

右可渡支

一 給人格并中小性之分火支羽織黒後ニ銀ノ紋

頭巾同断卷枚志ころ胸当踏込右之帯等 御役之内者

襟地木綿羽織馬乘ヲ明ル

一 徒士火支羽織黒 頭巾同断胸当地

白木綿ニ銘々自分紋附遣ス象股引こん木綿とも裏麻

三尺手拭

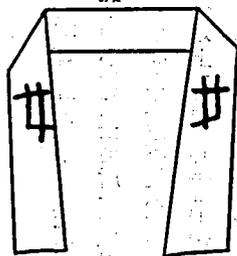
但火事羽織馬乘不明且馬乗者踏込共ニ遣ス羽織ニ馬

旗本家法について (鈴木)

襟地向キ指布類

鍔印白木綿白晒類

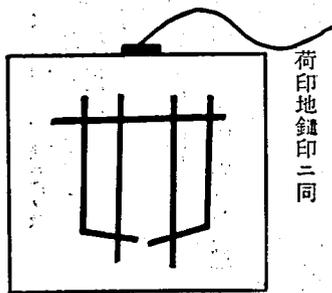
四四



丈幅相応



丈金八寸 上卷寸ノ幅  
下卷寸五分  
但二枚上革ヲ以綴之也



荷印地鍔印ニ同

五寸四方上竹入ヒモトモ切ニテ

のり可明

一中小性 桐油せいひつ 白油紙裏裝束もんは

夏ハ塗笠渡ス

内袖附油紙也 損シ次第

一足輕火夏看板こん木綿渡

但供ニ出候者者中小性以上ニ而も右同断相渡ス

襟向木綿合印一統胸当 無役

膳 日光足付キ 膳渡置損シ次第

こん木綿象股引鷲髯 夏冬共 はりかさ

椀 白紛紋黒椀内朱 三年ニ老度渡ス

一小人 法皮こん木綿渡 襟印無之

一徒士 羽織代老ケ年ニ金老分宛、自分羽織可着、桐油

夏冬はりかさ股引浅黄木綿

せいひつ 黒裏内袖無シもんは裝束 損シ次第

膳 日光足付キ 膳損シ次第

(14) 中小性以下渡物之夏

椀 白紛紋黒椀内朱 三年ニ一度宛渡ス

一足輕 桐油せいひつ赤裏 損シ次第

膳 日光 膳角々小足有之 損シ次第同断

椀 内外赤椀

一小人 桐油表裏共ニ赤合羽 但手廻り者肩当切レ付

毎年渡ス

手廻り 五月 こんさいみかんばん渡ス

極月 こん木綿浅黄裏看板渡ス

右夏冬手廻り江看板両度渡ス道具持、草履取、長柄持

挾箱持二人、馬口二人、度々小頭ハ渡、年中為着、夏

看板者九月流シ遣ス、冬看板者極月流シ遣ス

一給人格ハ以下小人迄暮ニ餅可遣候、勝手別帳記之

(15) 諸士用向申付外出供人之支

一家老 若党式人 道具持 挾箱持 草履取  
但目分家来

馬ノ口兩人 沓籠持 合羽籠老荷  
但夜焼灯持無入之節ハ草履取

一用人ハ 若党老人 道具持 挾箱持 草履取  
但用人ハ自分家来

給人迄 馬口二人 合羽竹馬  
但夜焼灯持同

旗本家法について (鈴木)

右馬差支候ハ、駕籠、但五拾歳以上者可為駕籠支

一給人格者給人同断

但馬者不借遠方ニ候ヘハ駕籠代定之通 馬ニ遣事

も可有之

一中小性 若党草履取、夜中焼灯持老人同

但入用ニ候時ハ借鍮借挾箱かこ代之訳前ニ同、馬之

支同断

一徒士 草履取老人 夜中ハ焼灯持老人同

一足輕 風呂敷包ハ添使小人 文箱之類ハかさ馬ニ而も

可持

(16) 加増并取立者之支

一給米給金等申付候節者 正月朔日ハ六月晦日迄老ケ年分

可遣、七月朔日ハ十二月晦日迄者 半年分可遣支  
但加増も同前之支、且閏月ハ除之

一足輕ハ徒士江取立候ハ、金式兩拜借可申付支、右取立

元日ハ六月晦日迄ハ春之給米江足金遣ス、拜借金ハ翌

春給米ハ式拾目宛給米毎ニ三ヶ年ニ上納、七月朔日ハ

大晦日迄ニ申付候ハ、翌年暮々右之通上納之支

一 小人ハ足輕江取立刀代老分遣ス

一 給人江具足代金五兩

一 用人江具足代金千疋

一 無格江（欠記）

（以下闕）

（附箋）

役々ニ寄誓詞文言之事

（附箋）

道中往来手当之事

（附箋）

勤番先跡扶持之事

（附箋）

看病暇可遣統相之事

在所江暇願之事

湯治参宮等願之事

（表題欠）

（一） 役替加増申付席之支

一家老無格用人昇進於居間申渡候事

但家柄ニ依而申付候支、亦者勤柄ニ而申付候其詔自

書ニ相認職分同道ニ而罷出候節申渡可相渡事

一 用人格ハ昇進於小座敷申渡候事

但家柄勤柄等之詔自書ニ相認職分之者罷出呼出右書

付取次可相渡事

一 中小性之分、溜座敷江職分之者出席、其者頭同道ニ而

罷出昇進申付趣月番職分之者書付を以申渡候

但大元ノ目付立会可申候

一 徒士并坊主迄、鏡之間ニ而職分出席申渡候右之趣中小

性通不可及書付ニ者事

但足輕を徒士江取立同断

一 足輕之分、目付立会頭を申渡候繼之間縁江呼出可申付

(二) 役替加増礼席之支

一 家老 於居間可請 職分出席 月番礼之取可申支  
用人 披露ハ給人

一 給人格迄 於小座敷可請 同断  
中小性

一 徒士之分 溜座敷ニ而通懸ケ 頭出席 礼之取可申  
給人披露斗

一 足輕之類者申付之節惣役人共迄部屋頭召連礼可廻事

(三) 隱居家替申渡支

一家老を用人迄於溜座敷職分出席申渡ス大元ノ目付出席  
可有候

但礼席前同

一 用人格ハ中小性迄、於職分詰所申渡ス出席同断

但礼席同断

一 徒士之面々、職分於詰所支配頭江可談頭分同席ニ而頭

を可申渡、出席同断

旗本家法について (鈴木)

(四) 役義礼物之支

家老 手綱式筋

嫡子江 扇子拾本入代拾匁 代金百疋  
目錄座ニ而披露 納戸江可納

奥方江 同断

男女隱居有之節ハ小肴一折

無格用人迄 扇子拾本入

嫡子江 扇子五本入代五匁 代銀拾匁納戸江可納  
納戸之者江取請可差出事

奥方江 同断

隱居同断

用人格を給人迄 扇子五本入  
代銀五匁同断

嫡子江 扇子三本入代式匁五分

給人格中小性迄 扇子三本入代  
銀式匁五分同断

嫡子江 式本入壹匁五分

徒士 扇子式本入  
代壹匁五分

(五) 加増分礼物之支

家老無格用人迄 扇子拾本入  
代拾匁

嫡子江五本入代五匁

奥方小肴一折

隠居小折

用人格給人迄

扇子五本入  
代五匁

嫡子江三本入式匁五分

給人格中小性迄

扇子三本入  
代式匁五分

嫡子江式本入式匁五分

徒士者不礼趣役人迄可申事

(六) 隠居家替礼物之夏

家替高拾貳俵々廿俵迄之者

扇子式本入  
代銀壹匁五分

同貳拾壹俵々三拾俵迄之者

扇子三本入  
代銀式匁五分

同三拾壹俵々四拾俵迄之者

扇子五本入  
代五匁

同四拾壹俵々五拾俵迄之者

扇子拾本入  
代拾匁

同五拾壹俵已上面々

手綱式筋  
代金百足

右嫡子江も同断、用人以上ニ家替申付候ハ、内抱小者

隠居江も

(七) 隠居礼物之夏

家老隠居 扇子五本入 式拾五匁

病氣之者ハ名代

無格ハ給人迄 扇子三本入 式拾五匁五分

同

給人格ハ中小性 礼斗

同

徒士者役人迄可申候

右何茂礼席小座敷家替用人以上ニ候へハ

(八) 諸士縁組之夏

一家中ハ敷亦他家ニ而も面々相応之者可致縁組、願書文

言

(略)

右願相済候而先方主人江者為願可申候、先方ニ而不相

済候者願書断申達下ケ可申候

一家女ニ候而悴有之妻ニ致願書文言

(略)

一下女ニ引取候者者親元書出可申候、文言

(略)

一私悴誰義兼而病身ニ御座候ニ付、幼年々色々養生仕候  
得共、始終難見届ケ躰御座候、依之弟誰義嫡子ニ仕度  
奉願候以上

年号月日

何々誰

親遠縁類之内家人加判

職分宛所

支配付ハ頭宛所

# 願書一件

(表紙)

## (1) 諸士養子之支

一諸士悴病氣亦者不見届様子ニ而弟共有之嫡子ニ可願支

実子無之者者養子可致事

右養子之者病死ニ候ハ、五人迄者養子可申付候、致養

子難見届趣ニ而交替養子三人迄可承届、且隠居家替申

付後難見届趣ヲ申離縁養子願者老人切可承届候事、其

上者及末期親遠縁類朋友願候上ニ而跡式申付候事

嫡子斗ニ而子共無之者嫡子病身ニ而養子願文言左之  
通

(略)

娘有之者養子合ニ致候願文言左之通

(略)

嫡子病身ニ而弟惣領ニ相願文言左之通

奉嫡子願候支

嫡子病ニ而身其外男子無之娘有之養子合セニ願候文  
言左之通

(略)

旗本家法について(鈴木)

子共無之養子願致候文言左之通

（略）

養子不幸<sup>ニ</sup>而二度目養子願書左之通

（略）

養子取難見届離縁致候願文言左之通

（略）

右再養子願文言左之通

（略）

隱居家替相濟候上<sup>ニ</sup>而養子ヲ離縁仕度趣文言左之通

（略）

右兩養子相願候文言左之通

（略）

(2) 心当養子之更

一 諸子之面々五拾五歳以上実子無之者者 心当養子書付を以支配并頭迄可相願置候、病氣<sup>ニ</sup>而万一之義有之候共不及願跡式其者江可申付候、五拾歳以上<sup>ニ</sup>而心当養子無之者者急養子ハ不取上候

但、夫々家柄之者亦者精勤之励候者者追而名跡相立遣シ候更

右心当養子願文言左之通

（略）

(3) 諸士隱居家替并跡目之更

一 諸士隱居家替願候義者六拾歳以上<sup>カ</sup>亦者夫<sup>カ</sup>内茂<sup>ニ</sup>而病氣等<sup>ニ</sup>而相願候更、尤願候了簡之者者実子無之者者先達而致養子置候而可相願事、文言左之通

（略）

一 諸士病氣<sup>ニ</sup>而養生難相屈<sup>ニ</sup>有之候者 実子有之者<sup>ニ</sup>而茂

定法之通跡式<sup>ハ</sup>恠<sup>ハ</sup>願可申候、願書文言左之通

(略)

(4) 急病<sup>ニ</sup>而即死跡目願之事并恠無之者跡式之夏

一 急病<sup>ニ</sup>而致即死候ハ、恠有之者<sup>者</sup>恠方<sup>ハ</sup>職分之者、或

頭并同役歎朋友<sup>ハ</sup>其段早束相屈ケ可申候、恠無之者<sup>者</sup>

家内之者<sup>ハ</sup>可申候、独身者<sup>者</sup>相宿朋友隣宅等之内<sup>ハ</sup>可

申候、其上<sup>ニ</sup>而目付罷越候間其者同役歎朋友歎立会家

内之者口上承り候歎相宿之者口上承り候歎初<sup>ニ</sup>而見付候

者口上承り候歎<sup>ニ</sup>者容舛疾<sup>ハ</sup>相改メ弥病死<sup>ニ</sup>相違無之

候者 其段可相屈旨目付可申違候間屈ケ書文言左之通

(略)

一 右之通急病<sup>ニ</sup>而致即死候者 跡目相願候間<sup>ニ</sup>無之<sup>ニ</sup>付死

後親類歎朋友共歎打寄致相談、右恠<sup>ハ</sup>跡式願候様<sup>ニ</sup>可

仕、尤一通り即死之段相屈ケ一兩日<sup>ニ</sup>茂過<sup>キ</sup>候<sup>ニ</sup>而願書可

差候文言左之通

旗本家法について (鈴木)

(略)

右者十六歳以上之恠有之者願如此、若十六歳未滿歎亦

者病身之恠<sup>ニ</sup>而難見屈ケ候者 養子跡式相願可申哉、其

段口上書を以可承夏、文言左之通

(略)

一 急病<sup>ニ</sup>而即死之者実子無之候者、即死之段朋友共一通

相屈ケ候上、親類縁遠類統合之内相応之者見立可相願

候、尤養子之義相談之間<sup>ニ</sup>無之<sup>ニ</sup>付二七日以内家内之

者并近キ親類縁類之者寄合跡目可願候、若親類遠類無

之者<sup>者</sup>同役亦<sup>者</sup>朋友之内打寄跡目致相談可願出事、親

縁遠類之者遠国罷扱候ハ、承合候日数之内差免、是亦

朋友共致世話右之段<sup>ニ</sup>而可及延引旨口上<sup>ニ</sup>而支配并頭

江可相屈ケ置事

(願文省略)

類遠縁類無之者亦<sup>者</sup>遠国罷在朋友共願差遣ス文言左之  
通

（略）

御 政美公  
条 目

（表紙）

少事共大切可執行事

一 諸士之面々夫々役人を申渡候事或者致差図候事、我意ヲ立役人ヲ輕し申ましき事

一 変に望み輕き人を以も申渡有之候共、其人を以其意を不輕深ク敬而可信用事

一 諸士之面々詰所ヲ明無用ニ他詰所・罷越申間敷事

一 諸士之面々不依何事申付候事辞退仕間敷候、身分相動かたく存候ハ、追而相願候者格別、於其座違背仕間敷事

一天下一統之被仰出有之御定法之趣、堅可相守事  
一 諸士面々劍術者常々不離道具ニ候条、無上下專可嗜鐘為七持候、格式之面々者是亦表道具之事可為同事、其外武艺者 数多之事候得共、弓馬共不断可心懸、其余者面々好取ニ寄可全執行候

但出稽古場一ヶ月ニ三度宛職分并頭可有見分事、流

義者主人之流義可為一流、但自分之好所之芸流令執行者 相弟子頼来可請見分事

一 諸士对役義格之高者無礼仕間敷候事

一 諸役之面々上ヲ輕シ我意ヲ立、為自分或者最負之沙汰ニ而取斗仕間鋪候、同役上ハ役之者ニ疾ヲ遂相談、為

一 喧嘩口論一切仕間敷事、若子細有之節致了簡候而も難

一 喧嘩筋在之候ハ、自分支配頭何々之趣申談、頭了簡可承候事、其儀無之自分及確執口論等候ハ、理非之不及穿鑿急度可申付事

一 諸士面々其格々ニ随ひ身分并惣躰不見苦候様可心懸候其分限ニ不応美躰尤無用之事

一 諸士之面々对朋友遺恨さし挾、私之趣意ヲ以奉公廉末仕まし事、公私共互ニ不案内成事者 助合候事、争ひ申候共不及確執其座切ニ而重而意趣ニ含間敷事

一 喧嘩口論一切仕間敷事、若子細有之節致了簡候而も難

一 喧嘩筋在之候ハ、自分支配頭何々之趣申談、頭了簡可承候事、其儀無之自分及確執口論等候ハ、理非之不及穿鑿急度可申付事

一 喧嘩口論一切仕間敷事、若子細有之節致了簡候而も難

一 喧嘩筋在之候ハ、自分支配頭何々之趣申談、頭了簡可承候事、其儀無之自分及確執口論等候ハ、理非之不及穿鑿急度可申付事

一 喧嘩筋在之候ハ、自分支配頭何々之趣申談、頭了簡可承候事、其儀無之自分及確執口論等候ハ、理非之不及穿鑿急度可申付事

一 諸士之面々朋友同士音信贈答令停止候、他所之儀茂先  
方々如何様有之共、面々分限ニ不応義堅令停止事支配  
頭等別而慎可在之事、但医師諸師匠者格別之事

一 諸士之面々朋友同士吉凶ニ付振廻等致候とも一汁二  
菜三采かきるへし、酒茂三五献(筈)かきるへし、長座仕  
候支無用、肴一二種たるへし、尤儉約第一ニ相守花美  
無之様可致事

一 諸士下々ニ至迄其格ニ応し礼義挨拶等屋敷内又者他所  
先ニ出合候共失礼無之様可仕事

一 但屋敷内他所先ニても其格之不相応成風躰仕候ハ、  
無礼之挨拶致候共不苦候事

一 給人格以上之面々給所江者 勿論、長屋歩ニも兩刀可帶  
夏、中小性徒士面々者 詰所往采用向等ニ而往來兩刀可  
帶夏

一 但中小性徒士たる共長屋歩等ニも申付なく候とも帶  
候分者 不苦事

一 表方用役之者毎日老度書院玄関等之掃除等見分仕、玄  
関詰所明候歎無礼成躰在之候ハ、可致吟候、尤当番之

候分者 不苦事

一 表方用役之者毎日老度書院玄関等之掃除等見分仕、玄  
関詰所明候歎無礼成躰在之候ハ、可致吟候、尤当番之

旗本家法について(鈴木)

用方之者者 刻限不定見廻り玄関番人等不束成事在之哉  
見届、存寄在之候ハ、其座ニて申相渡事ハ格別、不相  
濟事ハ同役与申談職分之者江可申遣事

一 目付役之者者外ニ勤番相渡候へ共、別而昼夜無油断屋  
敷内長屋等迄折々見廻可申候、詰向詰所明候歎無礼成  
躰有之候ハ、直ニ主人江可申聞、火之元等者第一之事  
候之条尤致吟味可申付候事

一 但奥向ニも其掛り役人迄火之元等之儀可申付候、不  
能存寄候ハ、何方迄も罷通可致吟味事

一 玄関并門番所交代朝五ツ時前ニ交合可申候事

一 近習交代朝五半休代合可申候夏

一 但右之外詰所々々者 五休交代可仕候事

一 表方用役之者当番役所江 從五半休罷出可申候、当番ニ  
無之者者 四休ハ罷出、退番者一統ニ九休可退事、春二  
月朔日ハ八月晦日迄者 八時ハ又罷出七半休退相詰可申  
候

一 一勝手役所江 毎日四時ハ下役人等迄相詰九休一統可退事  
是又二月朔ハ八月晦日迄前条之通たるへき事

候

但九月朔日ハ翌正月晦日迄者二度出不及事、用事有之時分ハ格別事兩役所共同断

一家老無格者他出月ニ卷兩度可致、他出候月番之者無扱義者格別、先者他出差控可申候、尤夜ニ入候事者前広ニ可申聞事

但無扱用事等申立訳相立候ハ、定り之外ニも罷出候、是又數度不及様ニ可懸心事

一用人給人迄之面々、月ニ他出三度、無扱用事申達訳相立候ハ、可差出候、刻限六時ハ暮六時迄、夜ニ入候事者先達而願置可申候、先方ニ不快其外ニて及延引候ハ、先方ヲ以使延引之訳可申越候支

一給人格以下月々他出三度、六時ハ六時迄、夜ニ入事無扱義在之候ハ、前広ニ願置可罷出事訳相立候、右之通先方ニて病氣等ニ而夜ニ入候ハ、延引之段先方ニ而相頼候敷、家来召連候ハ、其段可申越候

但入湯卷時ツ、六度可差為候事

一門出入平常六ツ時ハ六時迄、夜ニ不入候之様ニ可罷滯事

一諸士親類中ハ呼来候共夜ニ入罷在候ハ、先方役人ハ此方役人迄案内可申越候

一目付払方馬方、右之分昼夜共無構門出入可申事

一給人以上并近習之者直暇ニて他行可申候届ケ者職分迄可申候、朔五時前他出候ハ、前日可申出候、罷帰候而も夜ニ入候ハ、翌日可申候、職分江者其時々可申候事

但近習之札職分ハ可相渡候事

一表中小性以下支配并頭等江相届、且又夫々札相渡可致他行事

一諸役義申付候度每誓詞可仕事、尤其役々ニ寄前書文言可相認事

一用人以上平日縮袖免之

一給人給人格詰所并用向ニ而罷出候之節者縮布類可着、平日可為綿服事

一平士之分平日一統ニ可為綿服事

但近習等者客来之節縮布可着事

一近習并役中小性者駄斗目差免候  
但差遣候者平士ニても可着事

一 諸士下着白き襟袖口無紋之白帷子無用之事

但下着者可為格別事

一 古來致來候寺社之祈禱者格別、或者時行候不意之寺社

咒咀祈禱之類致候者一切可為無用事

但僧俗并商人類ニ而も一切無用之事

右者

竜淵院様御直ニ被遊御認候御定法書写候事、兼而右之思

召候得共御儉約之内故差支茂可在之与時節御見合被遊事

候得共

御遺書同前之事ニ付此度各江納拜聞者也

宝曆六丙子年十月

### 被 仰 渡 書

(表紙)

此度被仰出候御書付之趣左之通

一 去ル酉年六月御書付を以諸国江被仰付置候通急度可被

相守候

一 諸士之内年若之面々者別而武芸心掛可被相勵之處、近

來者猥リニ相成病所杯申立又者等閑ニ打捨候面々茂数

多有之候、已來者御稽古日ニ他出等相止メ御稽古場江

罷出出情可有之候

一 御次詰之面々者別而御相人ニ可罷出管之所近来其儀無

之向後者急度罷出御相人可被致候

一 御上ニ而御稽古被遊候御流芸是迄門入不致候面々者懇

望ニ候者早々其段申立門入可被致候

一 右流儀懇望ニ無之面々者外ニ好所之流儀被致門入、其段早々可被相届候、稽古他出之儀者門入後可被仰付候

但シ

御上御稽古之御儀被相学候面々者謝礼等之儀

御上被成下候、自分好候流儀被相学候者面々謝

礼可被致候、勿論御稽古日ニ御差合并御客来等之節

者格別之事

一 御稽古日ニ者向後御役人共罷出見分可致候

但シ四ツ時方可被罷出ル

一 御稽古日毎月三日六日八日十三日十六日十八日廿三日

廿六日廿八日

右之通可被相心得候、尤無扱用事差合病気等之節者其

段御目付迄可被申遣候

一 先達而被仰出候諸士之面々、御長屋步行ニ茂両刀帶し

襦可着之処、近来者無其儀猥リニ相成刀不带候面々茂

粗相見候、以来右躰之儀有之候者急度御咎可被仰付候

一 諸向詰所を明、他席江罷越出会致し候面々も有之候、

兼而被

仰出置候儀左様ニ者有之間敷事ニ候、以来右躰之儀有之候者見懸り次第急度可及御沙汰候

一 格違之面々之小屋江罷越候輩茂有之由相聞候、若無扱

用事も有之罷越者用事早々相弁し可被罷帰候事

一 御近習之内殊之外髪厚其上髪切等も不相応ニ相見候仁

も有之候、已来髪薄ニ致し御近習向相見候様ニ可被

致候

一 諸向於詰所ニ致安座等候輩も有之候之様ニ相聞候、已

来右躰之儀有之候ハ、急度御咎メ可有之候

一 御役人共罷出候時分詰所又者於途中ニも時宜合格外失

礼之仁茂有之候、对

御上江左様者有之間敷候、其外之面々相互ニ其格々ニ

応し失礼無之様ニ可被心附候

一 寄合雑談并証扱も無之取沙汰等已来急度無用之事情

一 御政事ニも相拘り候儀、急度証扱茂有之儀及見聞候者

早々内々可被申聞候、其筋ニより御褒美等可被下候、

若又証扱も無之儀も申立候者其もの可為越度候

一 博奕并賭之諸勝負等ニ出会致間鋪候、若致し候もの

相聞候者急度御咎メ可被仰付候

一 諸士之面々他出之儀先達<sup>ニ</sup>被仰渡候通、一ヶ月ニ三度

入湯六度之外已来不相成候間、其段可被相心得候、若

シ無掬儀有之其余ニ罷出候有之候者、其趣書付を以御

目付中迄可被相願候

一夜ニ入罷歸候面々御目付<sup>ニ</sup>可相違旨申達置候へ共、其

儀無之面々も有之段相聞候、以来急度可相届候

一 已来御供弁当之儀八ツ時打候ハ、御屋敷差出候、夜食

弁当五半時打候者、是又右同様御屋敷差出候事、御供方

之面々此段可被相心得候

但差知候弁当者格別之事

一 御門番所<sup>ニ</sup>近来猥リニ相成人寄等致候之趣相聞候、已

来番人之外人寄等致候者御玄関当番<sup>カ</sup>可遂吟味を候、

若し不吟味<sup>ニ</sup>而目障リニ相成候者支配頭不及申、御玄

関番可為越度候

一 御門出入諸士之内脇差斗リ<sup>ニ</sup>而御門外<sup>ニ</sup>被罷出候輩も

有之由相聞候、以来左様之儀無之様<sup>ニ</sup>可被相慎候

一 見馴さる商人怪敷躰ニ相見候商人躰之者、堅御門入申

旗本家法について(鈴木)

間敷候、是又御玄関当番<sup>カ</sup>も心を附可被申候、其外御門出入儀無懈怠可被遂吟味候

右之通此度猶又被仰出候、向後急度可被相守候、若シ

被仰付候趣相嫌キ候面々者了簡<sup>ニ</sup>可有之事候

安永八亥年五月

右之趣先達<sup>ニ</sup>而被仰渡候へ共、近来猥り相成り其上不

心得輩も有之候付、尚又申渡候様今度被仰出候、得<sup>与</sup>

一 覽之上其旨可被相心得候以上

### 被仰渡追加

(表紙)

一 諸士自分火事羽織之儀御給人以上者格別、其以下之者

羅沙背板相用候事堅ク可為無用候

但シ相印者諸士一統可致候事

右之趣先達<sup>ニ</sup>而被仰渡候得共心得違無之様此段尚又申

違候

一先達而度々御門出入之儀被仰渡候処、昼夜共無断り罷出候面々も有之由風聞ニ候、其節急度御咎可被仰付候得共、御憐愍を以其分ニ是迄差置候へ共、以来見聞次第急度可被仰付候間其旨被相心候

一御屋敷出奔致候者有之候者、内々ニ而引戻候趣度々相聞候、以来致出奔候者品々頭支配江相違差図可請候、無故致セ話候者ハ急度御咎メ可被仰付候

一近來者於詰所ニ安座致し其上他席江罷越候面々茂有之由粗相聞候、是又以来見聞次第急度可被仰付候間其旨可被相心得候

但シ他席ハ詰所江參候面々も有之候者銘々方可被相

断候、其上罷越候面々有之候者御役所江可被相違候一諸士之面々御家中歩行ニ度兩刀帶し擋着用可致旨、是又先達而度々被仰渡候へ共、近來猥リニ相成り左様無之輩も致見聞候、以来急度相守可被申候

一諸士之内近來少々之事ニも御供断并長髪断等度々申立、永々ニ右之面々も有之候、已來右躰之断相違候者病氣之品書加へ口上書を以御目付江可被相違候

但シ病氣ニ而御奉公不被相勤候ハ、了簡度可有之事ニ候

右之趣、猶又今度被仰出候間以来急度可被相守候以上

亥五月

